

令和2年度

経	営	所	得	安	定
対	策	等	の	概	要

～ 農 業 者 の 皆 様 へ ～



茨城県農業再生協議会

はじめに

経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施しています。

また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

さらに、令和元年からは、全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する収入保険制度が開始されています。

米・麦・大豆等について、需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上等により、農業経営の安定を図るため、本パンフレットにより対策への理解を深め、対策に加入しましょう。

目 次

I	経営所得安定対策等の概要	1
1	ゲタ・ナラシ対策の交付対象者	3
2	畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	5
3	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	8
4	水田活用の直接支払交付金	1 2
5	加工用米及び新規需要米の取組計画の申請	2 0
6	対策の加入申請・交付手続き	2 4
7	交付金の交付スケジュール	3 0
8	経営所得安定対策等の実施体制	3 1
9	本対策に加入する農業者の皆様へ	3 2
10	農業経営基盤強化準備金制度	3 4
11	人・農地プランの実質化	3 5
II	収入保険の概要	3 6
III	需要に応じた生産・販売	3 9
IV	申請手続の電子化	4 3
	問い合わせ先一覧	4 5

I 経営所得安定対策等の概要

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【水田・畑地共通】

（所要額：2,163億円）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

※ 交付対象者の要件については、3～4ページを参照してください。

数量払

生産量と品質に応じて交付

【令和2年産～4年産の平均交付単価】※ 交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価
小麦	6,710 円/60kg
二条大麦	6,780 円/50kg
六条大麦	5,660 円/50kg

対象作物	平均交付単価
はだか麦	9,560 円/60kg
大豆	9,930 円/60kg
てん菜	6,840 円/t

対象作物	平均交付単価
でん粉原料用ばれいしょ	13,560 円/t
そば	13,170 円/45kg
なたね	8,000 円/60kg

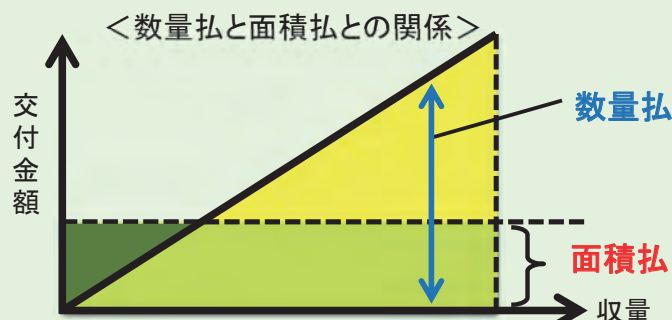
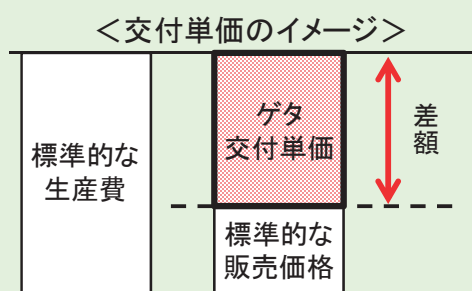
注1：てん菜の基準糖度は、16.6度

注2：でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.7%

面積払

当年産の作付面積に応じて、数量払の先払いとして交付

20,000円/10a（そばは、13,000円/10a）



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

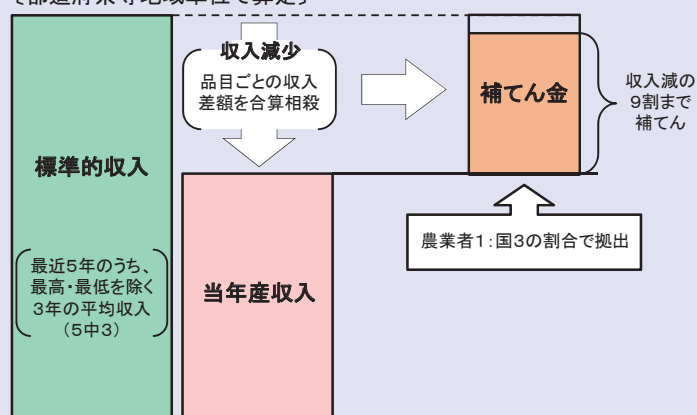
（所要額：645億円）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

※ 交付対象者の要件については、3～4ページを参照してください。

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てん。
（交付対象者と国が1対3の割合で拠出）
積立金は掛け捨てではありません。

〔都道府県等地域単位で算定〕



水田活用の直接支払交付金

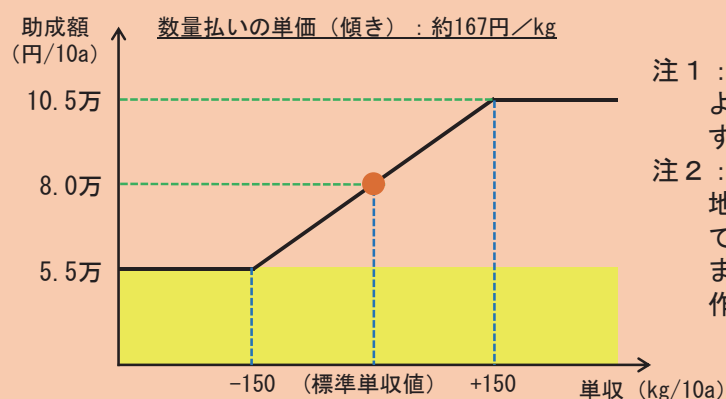
戦略作物助成※1

(概算決定額:3,050億円)

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※2	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円/10a

※1 基幹作のみ対象 ※2 飼料用とうもろこしを含む

<飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係（イメージ）>



注1：数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることを条件とします。

注2：標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収（地域の合理的な単収）を適用します。なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。

<標準単収値の作柄調整の考え方>

$$\text{標準単収値} = \text{地域の合理的な単収} \times \frac{\text{当年産のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量}}{\text{ふるい目1.70mm以上の10a当たり平年収量}}$$

(小数点以下切り上げ)

産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します。

水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① 高収益作物定着促進支援（20,000円/10a×5年間）（②とセット）
- ② 高収益作物畑地化支援（105,000円/10a）
- ③ 子実用とうもろこし支援（10,000円/10a）

注3：水田活用の直接支払交付金については、交付対象水田における対象作物の作付が対象です。

経営所得安定対策等推進事業等

(概算決定額:85億円)

システム運営など経営所得安定対策等の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成します。

また、都道府県（農業再生協議会）への助成に当たっては、主食用米以外の作物への転換の動きにも配慮します。

1

ゲタ・ナラシ対策の交付対象者

ゲタ・ナラシ対策の交付対象者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者であり、規模要件はありません。また、交付対象となる集落営農の要件も2要件（4ページを参照）ですので、担い手の方が幅広く参加できます。

まだ加入されていない方は、令和2年産に向けて認定農業者等になって、対策に加入することをご検討ください。

(1) 認定農業者になるには

認定農業者になりたい方は、自らが行う農業経営の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、※認定庁に申請します。

認定庁は、その計画の内容が、営農範囲（農用地又は農業生産施設が所在する区域）の市町村の設定した目標とすべき水準（基本構想）に照らして適切なものであるか等を審査し、認定します。

～認定までの流れ～

農業者自らが
「農業経営改善計画」を作成

認定庁へ申請

認定庁が認定

認定農業者

※認定庁

市町村

営農範囲が単一市町村
の区域内のケース

県

営農範囲が市町村を
またがるケース

国

営農範囲が県を
またがるケース

自ら経営改善に取り組む
やる気のある方であれば、
年齢や経営規模を問わず、
認定を受けることができます。



「農業経営改善計画」の書き方、
経営内容の分析などは、市町村、
農協、普及指導センター等が
サポートしてくれるんだ！

(2) 認定新規就農者になるには

新たに農業経営を営もうとする青年等の方は、経営を開始してから5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村に申請します。市町村は、その計画の内容が、市町村の設定した目標とすべき水準（基本構想）に照らして適切なものであるか、審査し、認定します。

～認定までの流れ～

新規就農者自らが
「青年等就農計画」を作成

市町村へ申請

市町村が認定

認定新規就農者



「青年等就農計画」の書き方、
経営内容の分析などは、市町村、
普及指導センター、青年農業者等
育成センター、農協等がサポート
してくれるんだ！

既に農業経営を開始している方でも、経営開始5年以内であれば、青年等就農計画を作成し、認定を受けることができます。

(3) こんな集落営農が対象になります

集落営農のゲタ・ナラシ対策の要件については、以下の2要件（「組織の規約の作成」、「対象作物の共同販売経理の実施」）です。

また、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、各市町村が確実に行われると判断するものとします。

組織の規約の作成

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた組織の規約を作成します。

対象作物の共同販売経理の実施

①集落営農の口座を設けて、②対象品目について組織名義で出荷し、③その販売代金等を組織の口座で受け取り、費用控除後に生じた利益を販売や出荷をしたすべての構成員に対して配分します。

法人化や農地利用の集積について市町村判断を受けるための流れ

集落営農（特定農業団体を除く。）は、ゲタ・ナラシ対策への加入申請前に市町村へ申し出る。

必要に応じ
書類を提出

通知

市町村が判断



集落営農の法人化の取組への支援が受けられるよ！
手続等については、都道府県にお問い合わせください。

都道府県レベルに経営相談体制が整備されているので、集落営農の経営改善や多角化、組織合併などの取組に際し、経営診断を受けたり、専門家に助言を求めたりするのに活用しよう！

※ 市町村は、市町村の判断の通知を行った後に、ゲタ・ナラシ対策への加入を希望する集落営農の一覧を作成し、地方農政局等に提出します。

ゲタ・ナラシ対策の**加入申請期限は6月30日**までとなりますので、加入を希望される方は、それまでに交付対象者になっていただくようお願いします。なお、申請手続きについては、24～28ページを参照してください。

また、交付金の交付を受けるまでに農業経営改善計画等が満了する場合、交付金が交付されないことがありますので、再認定の手続きをお願いします。

(所要額：2,163億円)

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。支払いは生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。

【交付対象者】

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません。）。交付対象者の要件については、3～4ページを参照してください。

(1) 数量払 【交付単価は令和2年産～4年産に適用】

① 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

注1：麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。

注2：てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産され、交付対象要件を満たすものが対象です。

注3：麦、大豆、そばについては、農産物検査を受検し、一定以上の格付けがなされたものが対象です。

② 交付単価

交付単価の水準は「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として算出されており、品質区分に応じた単価が設定されています。

注：交付単価については、日米貿易協定の発効及び消費税率の改定に伴う影響を踏まえたものとしています。

小麦

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用品種	8,810円	8,310円	8,160円	8,100円	7,650円	7,150円	7,000円	6,940円
上記以外	6,510円	6,010円	5,860円	5,800円	5,350円	4,850円	4,700円	4,640円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

A～Dランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

大麦・はだか麦

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg当たり)	6,840円	6,420円	6,300円	6,250円	5,980円	5,560円	5,430円	5,380円
六条大麦 (50kg当たり)	5,970円	5,550円	5,420円	5,370円	4,940円	4,520円	4,400円	4,350円
はだか麦 (60kg当たり)	9,980円	9,480円	9,330円	9,240円	8,410円	7,910円	7,760円	7,680円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

A～Dランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆

(円/60kg)

品質区分 (等級)	1 等	2 等	3 等
普通大豆	10,830円	10,140円	9,460円
特定加工用大豆	8,780円		

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

てん菜

(円/t)

品質区分 (糖度)	← (＋0.1度ごと)	16.6度	→ (▲0.1度ごと)
てん菜	＋62円	6,840円	▲62円

糖度：てん菜の重量に対するしょ糖の含有量

でん粉原料用ばれいしょ

(円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	← (＋0.1%ごと)	19.7%	→ (▲0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ	＋64円	13,560円	▲64円

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

そば

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1 等	2 等
そば	13,800円	11,690円

等級：容積重の違いや被害粒の割合で区分

なたね

(円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ きらきら銀河 キラリボシ ナナシキブ	その他の品種
なたね	8,020円	7,280円

(参考) 平均交付単価

対象作物	数量単価
小麦	6,710 円/60kg
二条大麦	6,780 円/50kg
六条大麦	5,660 円/50kg
はだか麦	9,560 円/60kg
大豆	9,930 円/60kg
てん菜	6,840 円/t
でん粉原料用ばれいしょ	13,560 円/t
そば	13,170 円/45kg
なたね	8,000 円/60kg

【算定式】

平均
交付単価

=

10a当たり生産費

(直近3年平均)

単収

(直近7年中最高・最低を除く5年の平均)

販売価格

(直近5年中最高・最低を除く3年の平均)

※ 面積払を受けた場合、数量払の交付の際に、面積払の交付額が控除されます。

※ 交付単価は、消費税率の改定(8%→10%)に伴い、免税事業者等において生じる生産コストの増加分を加算した額を全ての交付対象者に適用しているもので、消費税の課税事業者に対する交付金交付のあり方については検討していきます。

(2) 面積払（営農継続支払）

① 交付対象面積

数量払の対象となる麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の作付面積

② 交付単価

営農を継続するために必要最低限の経費が賄える水準

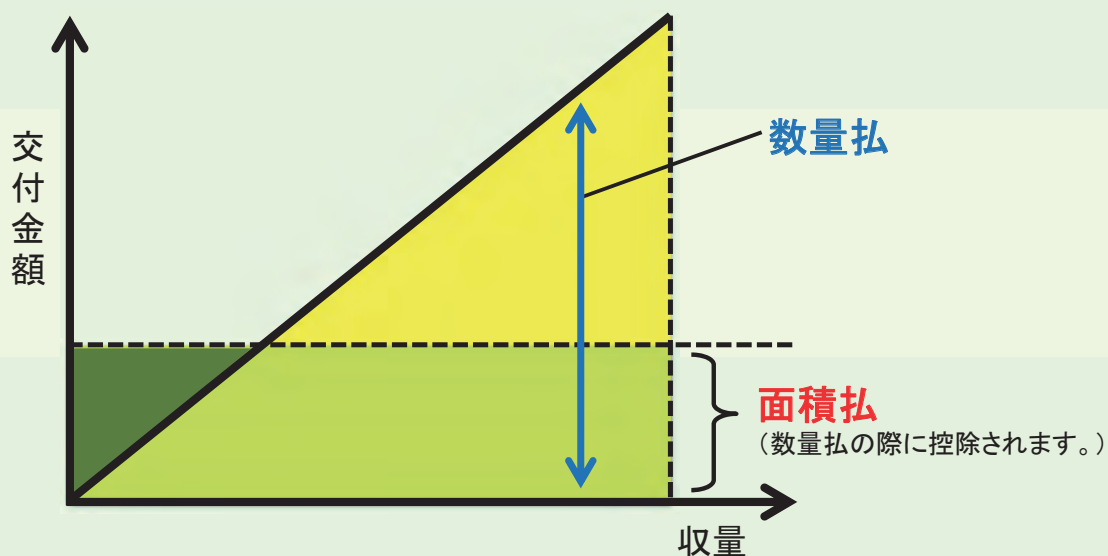
20,000円 / 10a（そばは、13,000円 / 10a）

※ 面積払は、自然災害により本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合にあって、交付されます。

③ 交付対象者

対象作物の当年産の作付が確認でき、数量払の交付申請を行う農業者

数量払と面積払との関係



- 面積払については、単収^(※)が市町村等別の基準単収の2分の1未満の場合、低単収となった理由書とその証拠書類の提出があり、自然災害等の合理的な理由があることの確認ができない限り、返還または不交付となりますのでご注意ください。
- 申請されている面積払について、交付後に返還となる可能性が高いと判断される場合、生産量の確定後、低単収となった理由書等を確認の上、面積払の交付を判断します。

※ 単収は、数量払の交付対象数量を面積払の交付対象面積等で除して算出します。

3 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額：645億円）

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

【交付対象者】

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません。）。交付対象者の要件については、3～4ページを参照してください。

【対象農産物】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

※1 麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。

※2 てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産され、交付対象要件を満たすものが対象です。

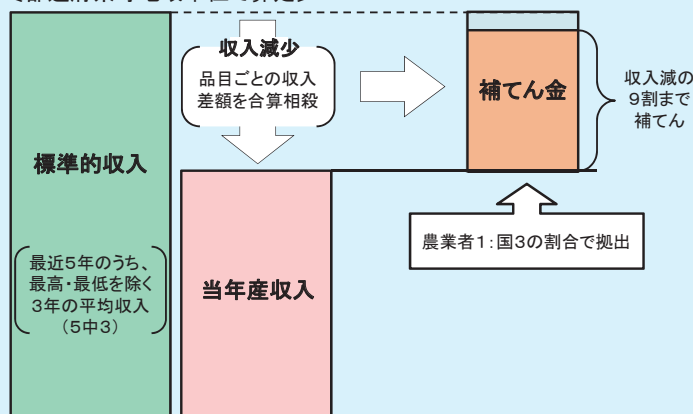
（1）ナラシ対策の仕組み

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。

〔都道府県等地域単位で算定〕



【標準的収入額とは】

通常年に想定される収入額として、前年産以前5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

【当年産収入額とは】

当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

収入保険が始まり、セーフティネットの選択肢が増えました！

＜収入保険＞

→自然災害や価格低下をはじめ、農業者ごとの収入の減少を広く補償

※青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です

＜農業共済＞

→自然災害等による収穫量の減少を補償

又は

+

＜ナラシ対策＞

→価格が下落した際などに、収入の減少を補てん

・収入保険と、農業共済・ナラシ対策などの類似制度は、いずれかを選択して加入することになりました（重複加入はできません。）。
・ナラシ対策の補てん金は農業共済に加入していることを前提に減額調整されるので、ナラシ対策に加入する場合は農業共済とのセット加入をお勧めします。

※ 収入保険についての詳細は、36～37ページを参照してください。

(2) 令和2年産ナラシ対策の加入から補てん金支払までの流れ

① 加入申請（積立て申出）【令和2年4月1日～6月30日】

- 農業者は、様式第1号「[経営所得安定対策等交付金交付申請書](#)」の裏面（26ページ参照）に、[令和2年産の米、麦、大豆等の生産予定面積等を記入し、地域農業再生協議会又は地方農政局等に提出してください。](#)

② 積立金の納付【令和2年5月下旬～7月31日】

- 農業者の積立額（※1）は、国が農業者ごとに算定し、通知します。
 ※1 加入申請時に申し出た生産予定面積と、毎年5月下旬に告示予定の10a当たり標準的収入額に基づき算定されます。
- 農業者は、国からの通知に基づき、[標準的収入額から10%の収入減少に対応する積立額（10%コース）又は20%の収入減少に対応する積立額（20%コース）のいずれかを選んで積立金を納付（※2）してください。](#)

農業者の積立額（20%コースを選択した場合）

$$\begin{aligned}
 &= \text{標準的収入額（品目ごとの「農業者ごとの生産予定面積 × 地域ごとの10a当たり標準的収入額」の合計）} \times 20\% \times 9割 \times 1/4 \text{（注）} \\
 &= \text{標準的収入額} \times 4.5\%
 \end{aligned}$$

（注）農業者1:国3の割合で補てんするので、補てん原資の1/4が農業者の負担（積立額）となります。

- ※2 20%コースを選択した場合で前年産からの繰越しがある場合は、前年産からの繰越分を差し引いた額を納付します。

<積立額（加入時）の算定例>

Aさん（生産予定面積が米6ha、大豆4ha）が20%コースを選択した場合

品目	Aさんの 生産予定面積 ①	Aさんの地域の10a 当たり標準的収入額 ②	Aさんの標準的 収入額 ③=①×②	Aさんの 積立額 （加入時） ④= ③の合計×4.5%
	(ha)	(円/10a)	(円/10a)	(円)
米	6	125,000	7,500,000	
大豆	4	20,000	800,000	
合計			8,300,000	373,500



ナラシ対策への加入手続はこれで完了です！

③ 補てん金の交付申請 【翌年4月1日～4月30日】

- 補てん金は、収穫した翌年の3月31日までの出荷・販売実績(生産実績数量(※1))に基づき、支払われます。
- 農業者は、4月30日までに、交付申請書とともに生産実績数量の証明書類(※2)を地方農政局等に提出してください。

※1 生産実績数量について

1 米

農産物検査3等以上のもの又は当該等級に相当するもの(種子は除く)で、主食用として収穫した年度の3月31日までに

- ① JAや集荷業者に販売、又は販売を委託して出荷したもの
- ② 農業者又は農業者から委託を受けた者(JAや集荷業者以外)が、消費者等に販売することとしたものが対象です。

2 麦、大豆等

畑作物の直接支払交付金(数量払)の交付対象数量となったものが対象です。

※2 生産実績数量の証明書類について

生産実績数量の証明書類は、

- ① 農産物検査結果証明書^(注)
 - ② 出荷契約書又は出荷伝票
- などです。

これらの証明書類は決して捨てずに、交付申請まで大切に保管してください。

また、交付申請を行った翌年度から数えて5年間は大切に保管してください。



(注)米については、3等以上相当と確認できる書類に代えることができる場合があります。

④ 積立額の確定 【翌年5月下旬～6月頃】

- 国において、出荷・販売実績(生産実績数量)から換算した面積(面積換算値)に基づき、積立金を再計算し、積立額を確定します。
- 再計算した積立額が加入時の積立額よりも
 - ① 少ない場合 → 加入時の積立額との差額を返納します。
 - ② 多い場合 → 加入時の積立額が確定した積立額となります。

＜積立額(確定)の算定例＞ Aさん(生産実績数量 米25,000kg、大豆8,000kg)の場合

品目	Aさんの 生産予定面積	Aさんの 生産実績数量	地域の R2年産単収	面積換算値	地域の10a当たり 標準的収入額	Aさんの 標準的収入額	Aさんの 積立額 (確定)
		①	②	③=①÷②	④	⑤=③×④	⑥= ⑤の合計×4.5%
	(ha)	(kg)	(kg/10a)	(ha)	(円/10a)	(円/10a)	(円)
米	6	25,000	500	5	125,000	6,250,000	
大豆	4	8,000	200	4	20,000	800,000	
合計						7,050,000	317,250

⑤ 補てん金の算定・支払 【翌年5月下旬～6月頃】

○ 補てん金の額は、国が農業者ごとの面積換算値に基づき算定し、5月下旬から6月頃に支払います。

○ 地域の令和2年産単収が平年単収の9割を下回った場合は、農業共済制度に加入していることを前提に、農業共済制度が発動したとみなし、補てん金の額から共済金相当額を控除します。

補てん金の額

＝（標準的収入額（品目ごとの「農業者の面積換算値 × 地域の10a当たり標準的収入額」の合計）
－ 当年産収入額（品目ごとの「農業者の面積換算値 × 地域の10a当たり当年産収入額」の合計）
× 9割－共済金相当額

<補てん金の額の算定例>

（※ 共済金相当額の控除はなかったものとして算定しています。）

① 標準的収入額と当年産収入額を算出します。

品目	Aさんの 面積換算値 ①	地域の10a当たり 標準的収入額 ②	Aさんの 標準的収入額 ③＝①×②	地域の10a当たり R2年産収入額 ④	Aさんの R2年産収入額 ⑤＝①×④
	(ha)	(円/10a)	(円)	(円/10a)	(円)
米	5	125,000	6,250,000	105,000	5,250,000
大豆	4	20,000	800,000	24,000	960,000
合計			7,050,000		6,210,000

② 標準的収入額と令和2年産収入額の差額の9割を算出します。

Aさんの 標準的収入額 ⑥＝③の合計	Aさんの R2年産収入額 ⑦＝⑤の合計	Aさんの 収入差額の9割 ⑧＝(⑥－⑦)×9割
(円)	(円)	(円)
7,050,000	6,210,000	756,000



ナラシ補てん金として
Aさんに支払われます。

③ ②のうち、4分の3を国、4分の1を積立金で補てんします。

Aさんの 収入差額の9割 ⑧	うち、国からの 補てん額 ⑨＝⑧×0.75	うち、農業者積立金 からの補てん額 ⑩＝⑨÷3
(円)	(円)	(円)
756,000	567,000	189,000

確定した積立額(317,250円、10ページ参照)から、補てんに充てられた額(189,000円 ⑩)を差し引いた額(128,250円)が、翌年産に繰り越され、積立金の一部に充当されます。

4 水田活用の直接支払交付金

(概算決定額：3,050億円)

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

(1) 交付対象者

支援の対象となる農業者は、販売目的で対象作物を交付対象水田で生産（耕作）する販売農家・集落営農です。

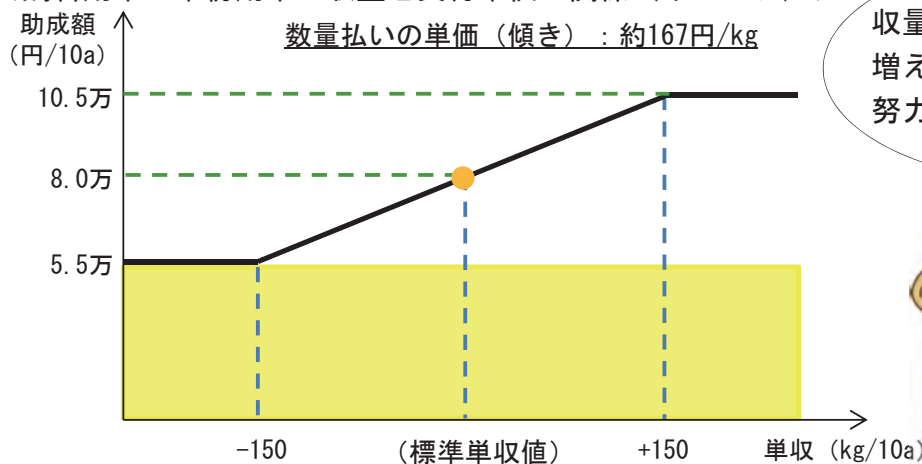
(2) 支援内容

① 戦略作物助成※1

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※2	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円～105,000円/10a

※1 基幹作のみ対象 ※2 飼料用とうもろこしを含む

＜飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係（イメージ）＞



- ・ 数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量確認を受けていることを条件とします。
- ・ 標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収（地域の合理的な単収）を適用します。なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。

＜標準単収値の作柄調整の考え方＞

$$\text{標準単収値} = \text{地域の合理的な単収} \times \frac{\text{当年産のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量}}{\text{ふるい目1.70mm以上の10a当たり平年収量}} \quad (\text{小数点以下切り上げ})$$

② 産地交付金

基本的運用

- 地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づき、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します。
- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容（交付対象作物・取組・単価等）を設定できます（一定割合以上は都道府県段階で助成内容を決定）。
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約 ※ 3年以上の契約	12,000円/10a
そば、なたねの作付け ※ 基幹作のみ	20,000円/10a
新市場開拓用米の作付け ※ 基幹作のみ	20,000円/10a

上記のほか、以下の取組について、拡大計画に基づき、年度当初に配分を行います。

- ① 転換作物拡大加算（15,000円/10a）
地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、転換作物の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。
- ② 高収益作物等拡大加算（30,000円/10a）
地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等※の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

※ 高収益作物等：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

助成内容の設定

- 助成内容は以下のルールに即して設定します。
- ① 地域における水田農業経営の課題に対応し、収益力向上に資する取組に対する助成とすること
 - ② 経営所得安定対策等における趣旨を損なうような助成としないこと
（例：品位の低いもののみへの加算）
 - ③ 主食用米、備蓄米、不作付地への助成は行わないこと
 - ④ 地方農政局長等が特に必要と認めた場合を除き、所得増加に直接寄与しない作物（景観形成作物等）への助成は行わないこと 等

県設定産地交付金

1. 新規需要米生産性向上等の取組への加算

新規需要米の作付けに当たって、コスト低減や作業の効率化等に取り組んだ農業者に対して配分します。

対象作物	交付単価
飼料用米、米粉用米、WCS 用稲、新市場開拓用米（飼料用米・米粉用米を除く、内外の米の新市場の開拓を図ると判断される用途に供される米）	6,000 円以内 / 10a

○取組条件の詳細

- ・次のうちいずれか1つに取り組めば加算の対象とします。
- ・次の確認書類等により交付申請者の取組を確認するほか、必要に応じて適宜、各地域農業再生協議会において、客観的な説明を求めて確認します。

取組条件	具体的内容	確認書類等
コスト低減の取組	温湯種子消毒 ・ 水稻種子の温湯種子消毒（60 度・10 分等）を行う。 ・ 温湯種子消毒した種子又は温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・ 作業日誌 ・ 温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	堆肥施用 堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 堆肥：排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。	・ 作業日誌 ・ 購入伝票
	側条施肥 田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する。	・ 作業日誌 ・ 作業写真
	低成分肥料施肥 土壌診断に基づく低成分肥料（窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料）を利用する。	・ 作業日誌 ・ 診断結果 ・ 購入伝票
	流し込み施肥 追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む。	・ 作業日誌 ・ 購入伝票

コスト低減の取組	疎植栽培	50 株 / 坪 以下（株間 22cm以上）で田植えする。	・作業日誌 ・栽培写真
	立毛乾燥	通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる。乾燥期間の目安は、成熟期から 1 週間以上。 成熟期の目安 あきたこまち：出穂後 30 ～ 35 日 コシヒカリ ：出穂後 35 ～ 40 日	・作業日誌
	不耕起田植技術	耕起・代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真
	フレコン出荷 （自家利用でのフレコン管理含む。）	・計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行う。 ・自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行う。	・作業日誌 ・出荷伝票
作業の効率化	連坦化	概ね 2ha 以上の連坦団地で対象作物の作付けを行う。	・作業日誌 ・圃場位置図
	共同乾燥調製施設 （CE・RC）の活用	品質の均一性及び作業の効率化を図るため、共同乾燥調製施設を活用する。	・使用料の明細
	人・農地プラン に掲げられた担 い手（農地の集 積）	各地域における農業の担い手であり、かつ、農地を集積している。	・人・農地プラン ・営農計画書
組織的な取組	集落営農	代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行う。	・規約（写） ・通帳（写）
	生産組合	農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員であること。	・規約（写） ・組合員名簿
WCS 用稲専用品種の導入		（稲発酵粗飼料生産・給与マニュアル及び飼料用イネの栽培と品種特性掲載品種） うしゆたか、きたあおば、クサノホシ、クサホナミ、タチアオバ、たちあやか、たちじょうぶ、たちすがた、たちすずか、たちはやて、なつあおば、はまさり、べこあおば、べこげんき、べこごのみ、北陸 193 号、ホシアオバ、まきみずほ、ミナミユタカ、みなゆたか、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、ゆめさかり、リーフスター、ルリアオバ、夢あおば、つきすずか、ミズホチカラ、つきことか、みなちから	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票

2. 加工用米の複数年契約の取組への加算

加工用米の作付けに当たって、次の要件を満たす 3 年以上の複数年の販売契約を締結した農業者に対して配分します。

契約主体：生産者と集出荷団体（又は実需者）

契約内容：複数年契約の期間における各年産の契約数量

契約不履行に対する違約条項

対象作物	交付単価
加工用米	6,000 円以内 / 10a

3. 園芸作物等転換加算

令和元年度より主食用米の面積が減少し、かつ、次の園芸作物等の面積が拡大した担い手に対して、主食用米の減少面積を上限としたうえで、園芸作物等の拡大面積に応じて配分します。

対象作物	交付単価
かんしょ、レタス、ねぎ、トマト、はくさい、れんこん、キャベツ、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン、地域特認作物	20,000 円以内 / 10a

※地域特認作物は、各地域農業再生協議会の要望を踏まえ、県の水田フル活用ビジョンで設定します。

対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者のうちいずれかの担い手

4. 飼料用米・米粉用米の多収品種の取組への暫定加算（令和 2 年度限り）

基本的運用部分の飼料用米・米粉用米の多収品種の取組への配分が廃止されたことを踏まえ、令和 2 年度に限り、次の多収品種で飼料用米・米粉用米に取り組んだ農業者に対して配分します。

対象品種	交付単価
いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたあおば、きたげんき、北瑞穂、クサノホシ、クサホナミ、タカナリ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸 193 号、ホシアオバ、まきみずほ、ミズホチカラ、みなちから、みなゆたか、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、ゆめさかり、あきだわら、夢十色、月の光	単年度の販売契約の取組の場合、 3,000 円以内 / 10a 複数年の販売契約の取組の場合、 4,000 円以内 / 10a ※飼料用米・米粉用米の複数年契約の取組（17 ページ参照）と同一の要件を満たすことが必要です。

※各メニューの所要額が予算を上回る場合は、交付単価を減額します。

◇各種取組に応じて国から県へ配分される基本的運用部分（13 ページ参照）については以下のとおり配分します。

1. 飼料用米・米粉用米の複数年契約の取組

飼料用米・米粉用米の作付けに当たって、次の要件を満たす 3 年以上の複数年の販売契約に取り組んだ農業者に対して、取組面積に応じて 12,000 円 / 10a を配分します。

契約主体：集出荷団体（又は生産者）と実需者（又は実需者団体）

契約内容：複数年契約の期間における各年産の契約数量

販売価格又は販売価格の設定方法

契約不履行に対する違約条項

また、飼料用米の作付けに当たっては、14 ～ 15 ページの生産性向上等の取組のうちいずれか 1 つに取り組むことが必要です。

2. そば・なたねの作付けの取組（基幹作のみ）

そば・なたねを作付けた農業者に対して、作付面積に応じて 20,000 円 / 10a を配分します。

3. 新市場開拓用米の作付けの取組（基幹作のみ）

内外の新市場の開拓を図る米穀（輸出用米等）を作付けた農業者に対して、作付面積に応じて 20,000 円 / 10a を配分します。

4. 転換作物拡大加算

令和元年度より主食用米の面積が減少し、かつ、転換作物の面積が拡大した地域農業再生協議会に対して、転換作物の拡大面積に応じて 15,000 円 / 10a を配分します。

5. 高収益作物等拡大加算

令和元年度より主食用米の面積が減少し、かつ、高収益作物等の面積が拡大した地域農業再生協議会に対して、高収益作物等の拡大面積に応じて 30,000 円 / 10a を配分します。

地域設定産地交付金

各地域農業再生協議会の裁量により、地域の作付の現状や課題に応じて、新規需要米や高収益作物等への支援を設定します。

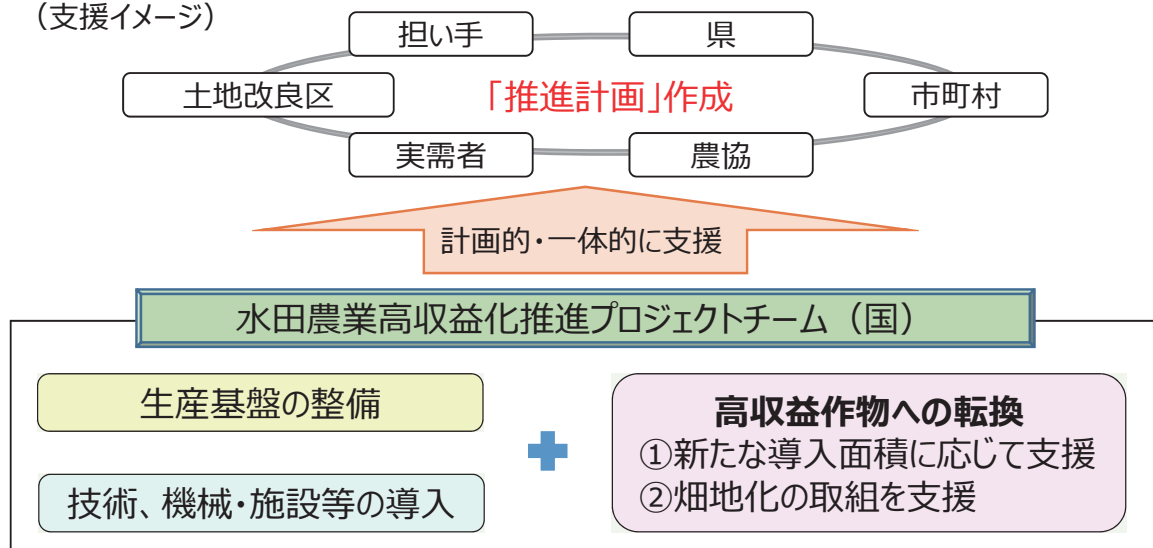
③ 水田農業高収益化推進助成

基本的運用

- 都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組と併せて、水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進します。
- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。
 - ① 高収益作物定着促進支援（20,000円/10a×5年間）
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
 - ② 高収益作物畑地化支援（105,000円/10a）
高収益作物による畑地化の取組を支援※。
 - ③ 子実用とうもろこし支援（10,000円/10a）
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※ その他の転作作物に係る畑地化も同様の単価で支援

（支援イメージ）



水田農業高収益化推進計画

- 「水田農業高収益化推進計画」は、水田地域で高収益作物の導入・定着等を図るため、以下の内容を盛り込み、都道府県が策定するものです。

○都道府県・産地段階の推進体制・役割

○都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組

- ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
- ・活用予定の国の支援策や実施地区
- ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク

等

(3) 令和2年産における需要に応じた生産の推進策

【 令和元年度 】

① 転換作物拡大加算 (1.0万円/10a)

- ・ 都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米が29年度以降の最小面積より更に減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

② 平成31年度緊急転換加算 (5千円/10a)

- ・ 都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米が30年度の面積より減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。 (R1限り)

③ 飼料用米・米粉用米の多収品種加算 (1.2万円/10a)

- ・ 多収品種の取組面積に応じて産地交付金を配分。

④ 高収益作物等拡大加算 (2.0万円/10a)

- ・ 地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が30年度以降の最小面積より更に減少し、高収益作物等※の面積が更に拡大した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

※高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

⑤ 産地交付金の県枠の設定

- ・ 当初配分の1割以上は、都道府県段階で支援内容を決定し、重点品目の単価を上乘せ。

【 令和2年度 】

① 転換作物拡大加算 (1.5万円/10a)

- ・ 地域の取組を直接反映し、麦、大豆等の作付拡大による水田フル活用を推進するため、単位：都道府県→地域農業再生協議会
基準年：主食用米が減少し、転換作物の面積が元年度より拡大
配分時期：拡大計画に基づき、年度当初に配分（10月→4月）。

(新規)

② 飼料用米・米粉用米の複数年契約加算 (1.2万円/10a)

- ・ より安定的な生産・供給にシフトするため、多収品種加算を見直して複数年契約加算を創設し、インセンティブ付与。 (加算見直し)

③ 水田農業高収益化推進助成

高収益作物：2.0万円/10a×5年間
子実用とうもろこし：1.0万円/10a

- ・ 都道府県が策定する「水田農業高収益化推進計画」に基づき、高収益作物、子実用とうもろこしを導入する産地を支援。

(新規)

④ 高収益作物等拡大加算 (3.0万円/10a)

- ・ 高収益作物、新市場開拓用米、加工用米等への転換を後押しするため、基準年：主食用米が減少し、高収益作物等の面積が元年度より拡大
配分時期：拡大計画に基づき、年度当初に配分（10月→4月）。

(拡充)

⑤ 麦、大豆等の作付拡大に取り組む産地へ産地交付金をシフト

- ・ 転換作物の作付実績を踏まえ、R2年度の当初配分に反映。

(新規)

⑥ 産地交付金の県枠の拡大

- ・ 当初配分に占める割合：1割以上→1.5割以上に拡大。

(運用見直し)

加工用米や飼料用米等の新規需要米に取り組む場合は、あらかじめ米加工業者や畜産農家等の需要者と販売契約等を締結した上で、6月30日までに国に必要書類を添付した『取組計画』を提出し、取組計画の認定を受けてください。

なお、加工用米や新規需要米について、**主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止**するため、21ページの『加工用米及び新規需要米の適正流通』に留意の上、適切な出荷・流通を行ってください。



取組計画の申請時の留意事項

- 加工用米や新規需要米に取り組まれる方は、「取組計画申請書」に以下の書類等を添付して**最寄の農政局等に必ず6月30日までに提出**してください。

期限を過ぎて提出された場合は、取組計画の認定を受けることができません（交付金の対象となりません）ので、**提出期限は厳守**してください。

【「取組計画申請書」に必ず添付する書類】

- ① 加工用米や新規需要米を買い受ける事業者との間で、販売数量などを記載した「**販売に関する契約書の写し**」等
- ② 加工用米や新規需要米を買い受ける事業者等が作成した「**買い受けた米を他の用途に転用しないこと**」を誓約した誓約書

【用途や取組内容に応じて提出する書類】

- ① ほ場を特定して生産し、当該ほ場の全収穫量を販売契約数量とする「**区分管理方式**」を選択する場合、農業者が作成した「**区分管理計画書**」
- ② 新規需要米に取り組む場合、農業者等が作成した「**ふるい下米等の低品位米を寄せ集めて出荷しないこと**」等を誓約した誓約書
- ③ 米粉用米に取り組む場合、需要者が作成した「**米粉用米の使用実績等整理表**」
- ④ 加工用米に取り組む場合、農業者等が作成した「**加工用米の取扱状況**」、需要者が作成した「**加工用米の仕入状況等**」
- ⑤ 上記以外にも、作成・提出していただく書類がある場合がありますので、詳しくは最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。
- ⑥ 取組主体となる集荷業者等に出荷する場合は、当該集荷業者と出荷契約を締結してください。（なお、新規需要米の場合は、②の内容を契約書に盛り込むことで、農業者が作成する②を省略することができます。）

様式等はこちらから

⇒ <http://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyu/komeseisaku/>

加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止するため、定められた用途に適正に流通させてください。

取り組みに当たっては、以下の点に留意してください。



1 出荷時の留意事項

- 取組方法に応じて決められた数量を出荷してください。
 - ① あらかじめ、**飼料用米等を生産するほ場を特定した『区分管理方式』**で取組むことを選択した場合は、**『飼料用米等を生産したほ場の、ふるい下米を含む全収穫量』を出荷（※）**してください。

※ 「ふるい下米」等を飼料用米等として出荷しなかった場合、不適正な流通となり、交付金の支払ができません。（22ページ参照）
 - ② 主食用米を生産するほ場及び乾燥・調製を主食用米と区分せずに行う**『一括管理方式』**で取組む場合は、**当初の契約数量を出荷することが原則**ですが、作柄変動による変更を行うことができます。（以下の2参照）

（注）変更後の契約数量は30kg単位で調整することができます。
- 出荷の際は、食糧法や米トレーサビリティ法に基づき、適正な措置を行ってください。（23ページ参照）
- 加工用米や新規需要米を**集出荷した実績を国に報告**してください。

2 「一括管理」で取り組んだ場合の契約数量の変更の仕方

- 加工用米及び新規需要米に「一括管理」で取り組み、**作柄変動が生じた場合は、**以下の方法で算出した数量に**契約数量を変更**することができます。
 - ① 契約数量の変更を行おうとする時点における当該地域の作柄表示地帯の単収を用いて算出
 - ・ **当初の契約数量 × （作柄表示地帯の単収／作柄表示地帯の平年単収）**
（上記算出数量と当初の契約数量との間の任意の数量とすることができる）
 - ② 加工用米等の生産農業者の主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合
 - ・ **当初の契約数量 × （当該農業者の実単収／当該農業者の当初の単収）**
 - ③ 自然災害等により減収した場合
 - ・ **当初の契約数量 − （加工用米生産予定面積／全ての水稻作付面積 × 減収量）**
（注）減収量は、農作物共済の損害高等により、客観的にその減収量が確認された数量

※ ②及び③については、あらかじめ地方農政局長等と協議が必要です。

3 加工用米及び新規需要米の販売先や用途の変更手続き

- 加工用米及び新規需要米は、**あらかじめ契約等を締結した需要者等に販売すること、また、定められた用途で供することが原則**ですが、
 - ① 需要者等における加工用米等の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該需要者等に販売することができない場合や当該需要者等が加工用米等を所有することができない場合、
 - ② 着色粒及び微細粒等の低品位米が発生し、定められた用途に使用できない場合等、**真にやむを得ない事由が生じた場合には、国の承認を得た上で販売先や用途を変更**することができますので、このような場合は最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。
- なお、承認を受けずに他の需要者に販売したり他の用途に使用した場合は、不適正な流通となり、関係法令等に基づく措置等が行われますので注意してください。

4 こんな行為は違反です！

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を**主食用米として販売**
- 主食用米から発生した「**ふるい下米**」を寄せ集めて**飼料用米として出荷**
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を**飼料用米に水増しして出荷**
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された「**ふるい下米**」を**他の用途に販売**

国は、飼料用米等の**出荷状況を確認**することがあります！



5 もし、不適正な出荷が行われたら、

- 加工用米及び新規需要米の出荷において不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、
 - ① **名称（氏名）・住所及び違反事実を公表する**
 - ② 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の**全ての交付金を返還**
 - ③ 当該取組の**認定を取り消す**とともに、**一定期間**、新規需要米や加工用米の**取組を認めない**（**捨てづくり**が確認された場合も同様）

などの措置が講じられます。

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

- 確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

★ **不適正な行為の疑いのあることを見聞きしたら教えてください！**

食糧法に基づく措置

遵守事項

チェック

- ☒ 紙袋等の包装への用途の表示

<罰則>

・遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則^注が適用されます。

不正転用による不当利益防止

食糧法に基づき、新規需要米、加工用米などの用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。

用途限定米穀の保管、出荷・販売時の主な取り扱い

- ① 用途限定米穀を保管する場合には、用途が明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行うなど、他の米穀との明確な区分管理を徹底する必要があります。
- ② 用途限定米穀を出荷・販売する場合には、
 - a. 紙袋等の包装に用途を表示
米粉用米は **粉**、飼料用米は **飼**、加工用米は **加**、その他用途は、その用途に即して輸出用などと表示
 - b. 需要者（需要者団体）に直接販売する必要があります。

注：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

米トレーサビリティ法に基づく措置

記録

チェック

- ☒ 出荷・販売の伝票を受領（又は納品書を発行）
- ☒ 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存
- ☒ 用途限定米穀の場合その用途を記録

<罰則>

・記録の虚偽記載等の義務違反があった場合には、罰則^注が適用されます。

流通ルートの特定

米・種もみ[※]を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※ 米、種もみ以外にも、米粉や米こうじ等、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんなども対象になります。

記録事項

品名、産地^{※1}、数量、年月日、取引先名、米穀の用途^{※2}等

※1 米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地

※2 用途限定米穀については、「米粉用米」、「飼料用米」、「加工用米」、「輸出用米」などの用途を記載

注：50万円以下の罰金

（参考）米トレーサビリティ法のその他の内容

事業者間[※]における産地情報の伝達

※ 生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米を農協や業者等に出荷・販売した場合には、産地を伝票等又は商品の容器・包装に記載することにより伝達する必要があります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合にも、産地を商品の容器・包装等に記載することにより伝達する必要があります。

適切に産地情報を伝達

伝達

<罰則>

・事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則が適用されます。

・一般消費者に対し伝達の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則が適用されます。

● 米トレーサビリティ法についての情報は、右記のホームページをご覧ください。 http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/

米トレーサビリティ法

検索

立入検査の実施

食糧法、米トレーサビリティ法の立入検査の権限に基づき、対象事業者が義務を遵守しているか調査を実施します。ご協力をよろしくお願いします。

(1) 「交付申請書」と「営農計画書」を提出してください



交付金を受けるためには、「交付申請書」と「営農計画書」を、6月30日までに提出する必要があるんだね。書類はどこに提出すればいいのかな。

書類の提出先は、最寄りの地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は地方農政局及び県域拠点等（国）です。



申請者

提出先窓口

農業者

地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は
地方農政局、県域拠点等（国）

※ 申請手続の電子化により、申請者が自宅のパソコンやスマートフォン等で申請を行うことも可能となるように検討しています。（詳細は43、44ページをご覧ください。）

交付申請に関する誓約事項・個人情報の取扱いの確認

- ・ 交付申請を行う方は、立入調査、交付金の返還に関する事項を記載した「**経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項**」を確認していただいた上で、交付申請書を作成してください。
- ・ また、「**個人情報の取扱い**」についても確認していただき、交付申請書の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けていただくことで、申請書等の内容を皆様に確認していただく手間が減ります。

様式第1号別紙

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 経営所得安定対策等交付金に関する報告や立入調査について、地方農政局等から求められた場合には、それに応じます。
また、営農計画書に記載した交付対象作物について、地方農政局等の職員が、出荷段階においてサンプル採取を行う場合には、無通告であってもこれを認めます。
- 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。
- 以下の場合には、交付金を返還することに異存ありません。
 - 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請**したことが判明した場合
 - 正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていない**ことが判明した場合
 - 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていない**（捨てづくり）ことや、**正当な理由なく、出荷・販売をしていない**こと、**その他交付要件を満たす取組が行われていない**ことが判明した場合
 - 必要書類が保管されておらず**、要件を満たすことが確認できない場合や**提出を拒む**場合
 - 地方農政局等による立入調査に応じない**場合

**どちらも重要な事項が記載
されておりますので、必ずお
読みください!**



様式第1号別添

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容を申請者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、収入減少影響緩和交付金の計算、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務所で必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、荒廃農地等利活用促進交付金、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地課題解決加速化支援事業、農地集積・集約化対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、国産飼料増産対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、飼料生産型酪農経営支援事業、農業者年金事業等
機関等 (注2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、担い手育成総合支援協議会、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区等

(2) 交付申請書の記載例

様式第1号(表面)

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成29年4月1日付け22経営第713号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

令和 2 年産

継続 新規

昨年に引き続き申請される方は「継続」に、それ以外の方は「新規」に○印を付けてください。

申請年月日		令和2 年 月 日	
フリガナ	ノウリン タロウ		
氏名又は法人・組織名	農林 太郎		
フリガナ			
代表者氏名(法人・組織のみ)			
(〒 123 - 4567)			
住所	東京都千代田区霞が関1-2-1		
申請印	性別	生年月日	
	男	明治・大正	年 月 日
	女	昭和・平成	年 月 日
経営形態	認定状況		
☐ 個人	☐ 認定農業者		
☐ 集落営農(構成員 人)	☐ 認定新規就農者		
☐ 法人	☐ 集落営農(ゲタ・ナラシ対象)		
	☐ 認定なし		
電話番号	※連絡のとれる電話番号を記入してください(携帯可)		
	0	1	2
	3	4	5
	6	7	8
	9		
法人番号			
【個人又は法人が記載】収入保険の加入状況		【集落営農が記載】収入保険に加入している構成員の有無(「有」の場合、当該構成員の人数)	
加入している		有 (人)	
加入していない		無	

申請年月日を記入してください。

該当する経営形態、認定状況に○チェックしてください。

氏名、住所を記入して押印してください(認印でも構いません)。氏名、住所などが印字されている方は、内容を確認してください。訂正が必要な場合は訂正してください。

該当する項目に○印を付けてください。また、集落営農の構成員に収入保険加入者がいる場合は当該人数を記載ください。

申請する交付金には「する」に、申請しない交付金には「しない」に○印を付けてください。

交付金を申請する交付対象作物には「ある」に、申請しない作物には「ない」に○印を付けてください。

※「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」及び「収入減少影響緩和交付金(ナラシ)」に申請される方は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが確定であることが必要です。
※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。
※ナラシに申請される方は、⑤の対象農産物の生産予定面積等(収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積等)を記載してください。また、生産予定面積等に基づく積立金を本年7月末までに納付する必要があります。
※ゲタ(数量払・面積払の両方)に申請される方は、別途提出いただく営農計画書等の「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の面積払に係る生産予定面積」欄を記載する必要があります。

② 交付申請内容(年産の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください)※前年産の申請状況は参考です。			
交付金名	水田活用の直接支払交付金の申請	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請	収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請
年産の申請	する しない	する しない	する しない
(参考)前年産の申請状況			

③ 交付対象作物等の確認(該当する欄に○を付けてください)					
交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無
主食用米	ある ない	てん菜	ある ない	新市場開拓用米	ある ない
小麦	ある ない	でん粉原料用ばいりしょ	ある ない	飼料作物	ある ない
二条大麦	ある ない	飼料用米	ある ない	そば	ある ない
六条大麦	ある ない	米粉用米	ある ない	なたね	ある ない
はだか麦	ある ない	WCS用稲	ある ない	産地交付金の地域振興作物	ある ない
大豆	ある ない	加工用米	ある ない		

※「水田活用の直接支払交付金」等の交付を受けるには、出荷・販売状況が分かる書類の提出が必要となりますので、出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を保存しておいてください。

④ 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)		
登録済の振込口座	「個人情報の取扱い」に記載された内容について	
変更なし 新規 変更あり	同意する	

交付申請者管理コード

「水田・畑作物経営所得安定対策」対策加入者管理コード

「地域協同

該当する欄に○印を付けてください。

次につづきます

様式第1号(裏面)

⑤ 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出(ナラシ申請者が記載)

年産収入減少影響緩和交付金(ナラシ)について、本年7月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

※対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。

※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入してください。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²

本年に生産を予定している品目についてその生産予定面積を記入してください。

本年の積立コースのいずれかに
☑チェックしてください。

⑥ ナラシ積立金の積立コースの意向選択(ナラシ申請者が記載)

該当するものにレ印を記入してください。

なお、今回は意向の確認であり、積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

☐ 10%の減収に対応した積立金を納付予定 ☐ 20%の減収に対応した積立金を納付予定

⑦ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況(ゲタ・ナラシの申請者が記載)

☐ 過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

⑧ 農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)

☐ 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

確認事項に☑チェックしてください。

(3) 交付申請書に添付して提出する書類

① 交付対象者であることが確認できる書類

- ・ 認定農業者は、農業経営改善計画認定書の写し
- ・ 認定新規就農者は、青年等就農計画認定書の写し
- ・ 特定農業法人又は特定農業団体は、特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し
- ・ 集落営農は、規約の写し、構成員名簿の写し、共同販売経理を確認できる書類(通帳の写し等)、総会資料の写し(決算書類など)

注1: 前年度に加入されている方で、確認書類に変更がない場合は、書類の添付を省略することができます。(新規・変更がある場合は提出が必要です。)

注2: 交付申請書の提出後に、交付申請者が死亡した場合や集落営農が法人化するなどの場合には、交付金の交付を受けるための手続を承継するための書類を作成する必要がありますので、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

② その他(以下に該当する方は、書類が必要です)

- ・ 初めて経営所得安定対策等の交付金を申請する方や、これまでの交付金の振込口座を変更される方及びブロックローテーションなど、地域の営農上の理由で、交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある方は、「経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状」を提出してください(ただし、既に提出している方は、変更する必要がある場合のみ提出してください。)

(4) 営農計画書の記載例

様式第2号

〇〇農政局長 殿(北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長)※地域農業再生協議会長経由

年産における農地の利用計画を申請します。

(年産における経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付面積等を申告します。)

印字されている氏名、住所などを確認いただき、押印してください(認印でも構いません)。訂正が必要な場合は訂正してください。

作成者	フリガナ	ノウリン タロウ	法人、組織の代表者氏名	フリガナ	
	氏名又は法人、組織名	農林 太郎		印	
住所	(〒 123 - 4567)		電話	012-345-6789	
	東京都千代田区霞が関1-2-1		FAX		
				経営形態	☐ 個人 ☐ 集落営農(構成員 人) ☐ 法人

【農業共済加入状況(加入予定)記入欄】
加入している又は加入予定の場合は「○」を記入してください。

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

農業共済加入状況(加入予定)記入欄 ※加入している又は加入予定の場合は「○」を記入					
農作物共済			畑作物共済		
水稲	麦	大豆	そば	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ
○	○	○	○		

【水田農業高収益化推進助成】
水田農業高収益化推進助成の高収益作物定着促進支援に取り組む場合は、開始年と対象面積を記入してください

水田農業高収益化推進助成関係		
高収益作物定着促進支援	開始年	R2
	対象面積	50 a 25 m ²

【交付対象農地区分】
水田活用の直接支払交付金の対象農地について、交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」です。畑地は「3」です。

地域農業再生協議会に確認の上、記入してください。

【作期】
二毛作の場合は「2」となります。例えば、小麦を基幹作物とし、そばを二毛作とするときは、小麦の作期を「1」、そばの作期を「2」と記入してください。

【畑作物】
畑地で畑作物の直接支払交付金のみを対象となる場合も記入してください。

農地の利用計画記入欄(農地転用を行った場合は、その転用面積)										
農地の番号		地名・地番、 大字、字、 集落地番	交付 対象 農地区 分(注2)	作 期	面積 (本地面積)		作物作付面積		作物名 (注3)	自家 消費 該当
耕地番号	分筆番号									
0001	001	上野1	1	1	80 ^a	25 ^m	80 ^a	25 ^m	主食用水稲	
0002	001	上野2	1	1	11 ^a	29 ^m	11 ^a	29 ^m	飼料作物(子実用とうもろこし)	
0003	001	上野3	1	1	41 ^a	29 ^m	41 ^a	29 ^m	WCS用稲	
0004	001	上野4	1	1	100 ^a	50 ^m	100 ^a	50 ^m	飼料用米	
0005	001	上野5	2	1	40 ^a	22 ^m	40 ^a	22 ^m	大豆	
0006	001	上野6	1	1	17 ^a	55 ^m	17 ^a	55 ^m	小麦	
0006	001	上野6	1	2	17 ^a	55 ^m	17 ^a	55 ^m	そば	
0007	001	中野1	2	1	6 ^a	23 ^m	6 ^a	23 ^m	白菜	○
0008	001	中野2	1	1	12 ^a	29 ^m	12 ^a	29 ^m	ブルーベリー	
0009	001	中野3	1	1	30 ^a	33 ^m	30 ^a	33 ^m	なたね	
0010	001	中野4	1	1	37 ^a	45 ^m	37 ^a	45 ^m	大豆	
0011	001	中野5	1	1	50 ^a	25 ^m	50 ^a	25 ^m	キャベツ	
0012	001	中野6	1	1	33 ^a	33 ^m	33 ^a	33 ^m	調整水田	
0013	001	下町1	1	1	20 ^a	11 ^m	20 ^a	11 ^m	飼料用米・生もみ	
0014	001	下町2	3	1	20 ^a	40 ^m	20 ^a	40 ^m	小麦	

(注1) 一つのほ場で二毛作に取り組む場合は、ほ場欄を二段書きすることとし、「作期」欄に

(注2) 「交付対象農地区分」欄は、交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」、畑地は「3」

(注3) 「作物名」欄には、主食用水稲(一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場)、麦(小麦(※)、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用他)、そば(普通そば又は種子用そば)、大豆(普通大豆、黒大豆又は種子用大豆)、飼料作物(青刈り稲、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし又は野菜等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態(調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行等)を全てのほ場について※ 小麦のうろ、ゲタの面積にに係る生産予定面積を申請し、かつ、「春まき」と「秋まき」の両方の作付予定がある場合、「春まき」と「秋まき

(注4) 「多収品種」欄には、区分管理で米粉用米、飼料用米の作付に取り組む場合において、多収品種を用いる場合は「1」、それ以外の場合は「

(注5) 農地中間管理機構が農地を借り受けている等の場合は、農地中間管理機構の名称を表記する。

(注6) 転換畑該当は、転換〇年〇月、植栽造成は植栽〇年〇月、新規開田は新田〇年〇月等、必要に応じて記載する。

(注7) 高収益作物のほ場及びそれ以外の畑地化に取り組む場合は、対象年度を記入する。

(注8) 水田農業高収益化推進計画の対象となる場合は、○を記入する。

(注9) 当年度に高収益作物定着促進支援の対象に該当するほ場は、支援が開始された年度を記入する。

【自家消費該当】
出荷・販売を一切行っていない場合は、○を記入してください。

ほ場ごとに作物別の作付面積等を記入してください(記入されている場合は内容を確認していただき、訂正が必要な場合は訂正してください。)

年 月 日

記入欄

(参考) 水田における麦、大豆、非主食用米等の所得 (10a当たりのイメージ)

(単位: 千円/10a)

		販売収入 ①	経営所得安定対策等の交付金			収入合計 ③=①+②	経営費 ④	所得 ③-④	労働時間 (時間/10a)
			②	うち 畑作物	うち 水田活用				
小麦		14	79	44	35	94	47	47	5
大豆		25	64	29	35	89	47	42	7
飼料用米 米粉用米	単収が 標準単収値と なる場合	7	80	—	80	87	64	23	24
	複数年契約を行 い、単収が 標準単収値 +150kg/10a となる場合	9	117	—	117	126	76	50	25
そば		20	42	22	20	62	27	35	3
なたね		19	55	35	20	74	35	40	5
主食用米		121	—	—	—	121	82	39	24

注1) 販売収入

- ・ 小麦、大豆、そば、なたねの販売収入は、平成27年産から平成29年産までの農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。
- ・ 飼料用米、米粉用米の販売収入は、取組事例のデータを用いて算定。
- ・ 主食用米の販売収入は、平成27年産から平成29年産までの農産物生産費統計の全国平均について、令和元年産の価格動向を踏まえて補正し算定。

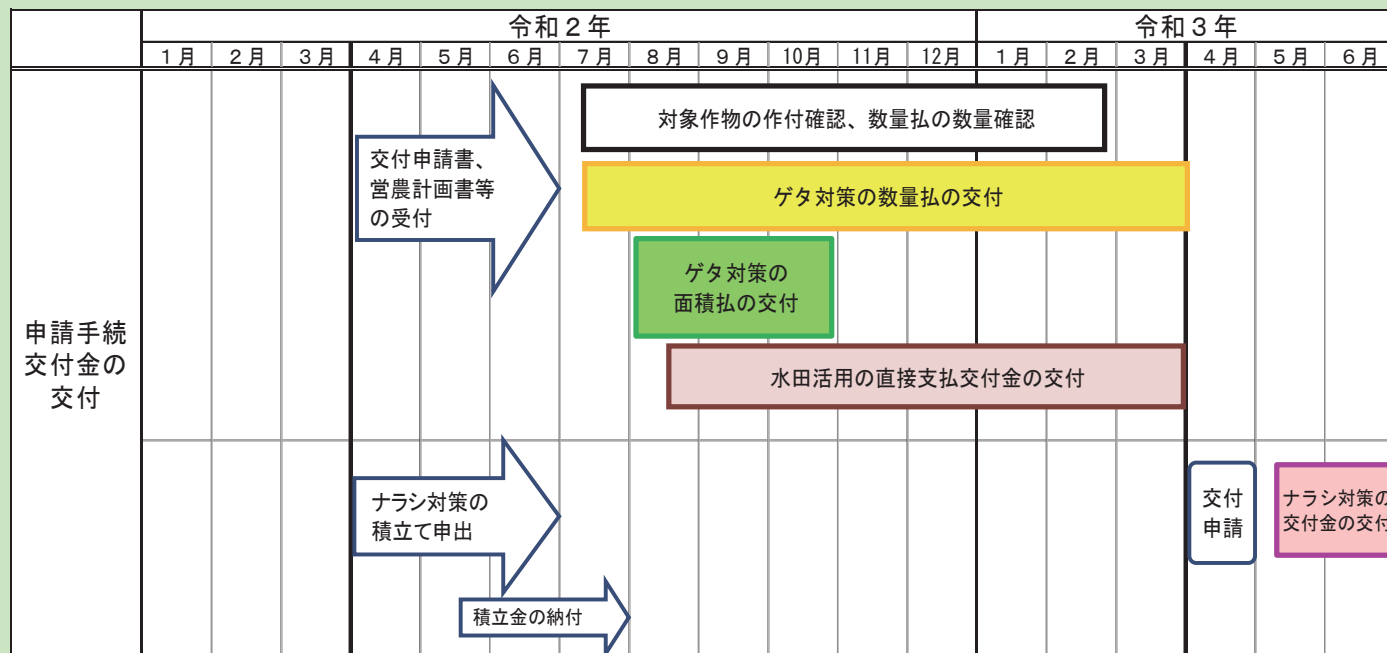
注2) 交付金

- ・ 水田活用の直接支払交付金について、複数年契約を行い、かつ単収が標準単収値+150kg/10aになった場合は、複数年契約の取組による1.2万円/10aの産地交付金の追加配分が加算され、戦略作物助成の収量に応じた上限単価10.5万円/10aが適用されるとして算定。
- ・ そば、なたねの水田活用の直接支払交付金の交付金額については、産地交付金により地域の実情に応じて設定されるが、平成25年度までの助成金額を用いて算定。

注3) 経営費及び労働時間

- ・ 小麦、大豆は、平成29年産の農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。
- ・ そば、なたね、主食用米は、平成30年産の農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。
- ・ 飼料用米、米粉用米の経営費については、単収が標準単収値と同じとなる場合は、主食用米の機械を活用するため、主食用米の経営費から農機具費及び自動車費の償却費を控除。単収が標準単収値+150kg/10aになる場合の経営費及び労働時間は、標準単収値と同じとなる場合から、150kgあたりの施肥及び収穫・調製等に係る費用及び労働時間を加えて算定。

(1) 交付金に関するスケジュール (予定)



(2) 交付申請書・営農計画書等の提出

農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、6月30日までに、県域拠点等又は地域農業再生協議会に提出してください。

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）に加入される方は、同時期までに加入申請（積立て申出）を行った上で、7月31日までに積立金を納付することになります。

(3) 交付金の交付時期 (予定)

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| ① 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） | |
| ア 面積払 | : 生産年 8月 ~ 10月頃 |
| イ 数量払 | : 生産年 7月 ~ 3月頃 |
| ② 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） | : 生産年翌年5月 ~ 6月頃 |
| ③ 水田活用の直接支払交付金 | : 生産年 8月 ~ 3月頃 |

注：上記は目安であり、交付時期が異なる場合があります。

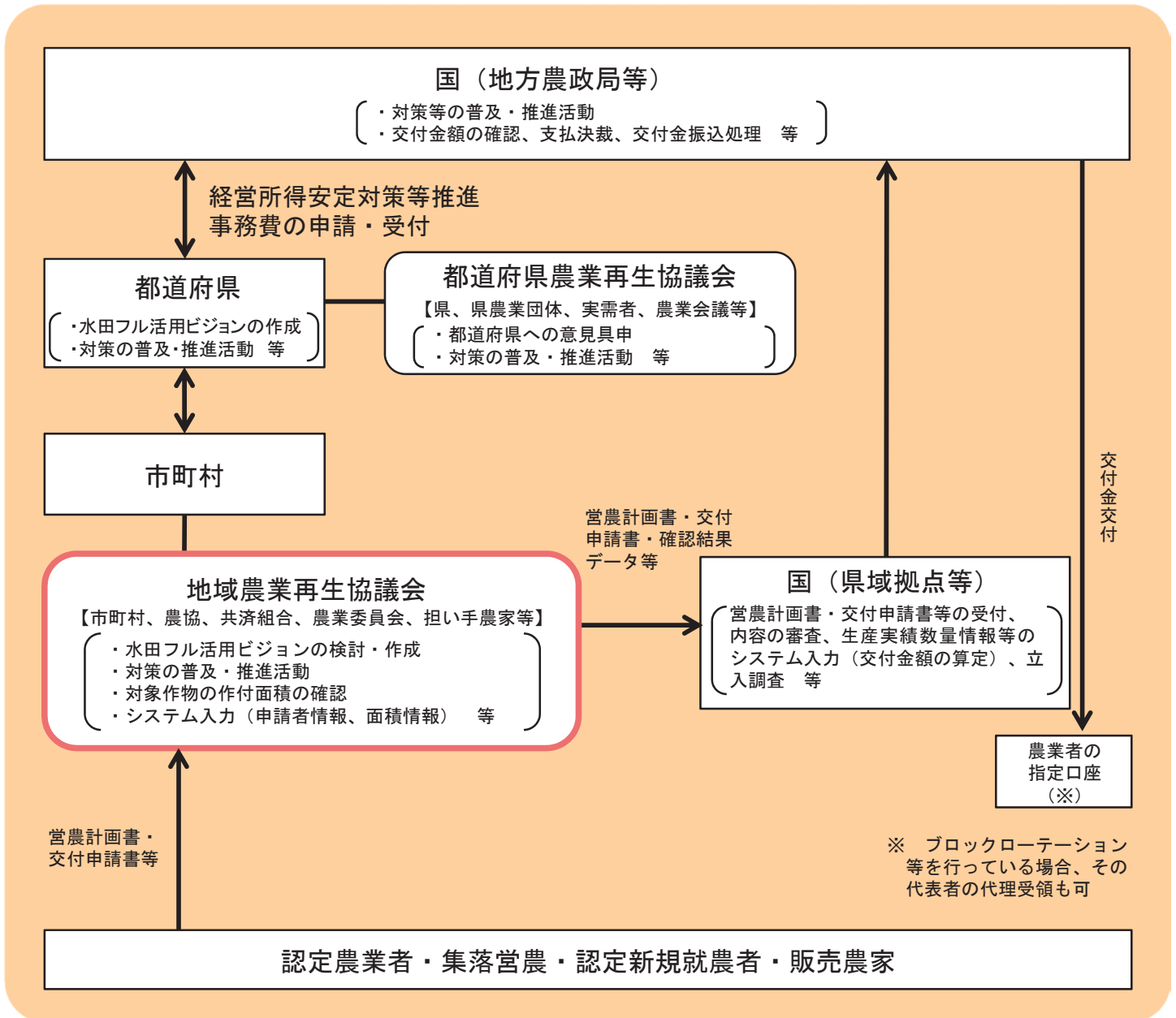
(4) 交付金の交付に当たって確認する書類

交付金の交付を受けるためには、対象作物ごとの出荷・販売状況がわかる書類（当年産の出荷・販売伝票の写し等）及び農産物検査の結果がわかる書類の提出が必要です。

注：農産物検査の結果がわかる書類については、ゲタ・ナラシ対策*の対象作物、水田活用の直接支払交付金のうち、飼料用米、米粉用米で必要となります。

※ナラシ対策(米)については、3等以上相当と確認できる書類に代えることができる場合があります。

経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金については、国が申請者に直接交付金を交付する仕組みですが、交付金の申請手続・支払事務等が円滑に進められるよう、都道府県・市町村等地域段階において設置されている農業再生協議会と連携・協力した推進体制を構築し実施します。



（参考）農業再生協議会

経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施に当たっては、各地域で農業再生協議会を設立し、対策の普及・推進活動、対象作物の作付面積等の確認等を行います。

また、関係者が一丸となって地域農業の方向付けを行っていただけるよう、戦略作物助成の対象作物の需要に応じた生産振興をはじめ、担い手の問題、農地の問題を合わせて議論し、行政と農業団体、担い手農家等が協力して推進する体制を整備しています。



経営所得安定対策等交付金に申請される方は、次の事項を良くお読みになり、本対策における適正な交付金の交付にご協力願います。

(1) 立入調査の実施等について

経営所得安定対策等において、交付金が適正に交付されているか等の確認を行うために、国の職員が、現地に出向き申請書類や現地ほ場等の調査を実施しています。

関係書類等は交付申請を行った翌年度から5年間大切に保存していただき、調査へのご協力をお願いします！

① 調査の種類

- 定期点検調査・・・営農計画書どおりに作付されているか、作物の生育状況等を確認します。
- 特別調査・・・・・・関係機関等から提供された情報について、さらに詳細な調査を行う必要がある場合に行います。

② 調査の内容（定期点検調査）

対象者が交付申請した全ての交付金を対象に以下の調査を実施

- 営農計画書に係る調査
営農計画書どおりの作付か、適切な生産が行われているか等について確認
- 産地交付金に係る調査
産地交付金が適正に支払われているか等について確認
- 出荷・販売等に係る調査
 - ・ 対象畑作物（原料）の加工品を製造・販売しているか等を確認
 - ・ 申請数量（ナラシ）に交付対象外米穀（種子用、規格外米等）の数量が含まれていないか等を確認

③ 調査結果後の対応

調査した結果、**誤っているものについては**、面積等を修正し、交付金額の再計算を行った上で、**交付金の返還等の手続きを行います。**

また、**本調査の拒否、故意的な違反行為を行っていた場合は、直ちに、交付金を返還していただきます。**

(2) 適切な生産の徹底について（捨てづくりの防止）

交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則となっています。

- ① 作付や肥培管理等が不適切と判断された場合には交付金は交付されません。
- ② 以下の事項に該当する場合は、提出される理由書により交付の判断を行います。
 - 新市場開拓用米、加工用米
当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない
 - 飼料用米（生もみを利用するものを除く）、米粉用米
交付対象の数量・面積から算定される単収が標準単収値（※12ページ参照）から150kg/10aを差し引いた値に満たない
 - その他の作物（ゲタ対策の面積払の交付申請が行われているものを除く）
近傍ほ場の収量性・作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低いと判断される
 - ゲタ対策の面積払の交付金
交付対象の数量・面積から算定される単収が地域の基準単収（市町村ごと）の1/2に満たない
- ③ 自然災害等の合理的な理由がないなど、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される場合には、交付金は交付されません。また、既に交付済みの交付金は、返還していただきます。

(3) 農業者年金との重複申請防止について

－すでに経営移譲をしている方と、これから経営移譲する方へ－

農業経営を移譲し、農業者年金の経営移譲年金又は特例付加年金を受給している（受給することとなった）方は、原則、経営所得安定対策等交付金の申請はできませんので、移譲された方の名義で申請する必要があります。

農業者年金に関することは、市町村農業委員会にお問い合わせください。

(4) 農業経営の承継等について

交付申請書等を提出した後、以下の事由により申請者に変更が生じた場合、交付金の円滑な交付を受けるためには、速やかに、相続若しくは、農業経営の承継等に関する手続きを行ってください。

- ① 相 続：当初申請者が死亡し、後継者が相続する場合等
- ② 合 併：複数の組織等が合併し、新たに組織を設立する場合等
- ③ 経営移譲：農業経営を他の者に移譲する場合等
- ④ 法 人 化：集落営農が法人化する場合等

その他承継等の手続きに関することは、お近くの地域農業再生協議会又は地方農政局等にお問い合わせください。

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の建物・機械等の取得）を図る取組を支援します。

特例措置の内容

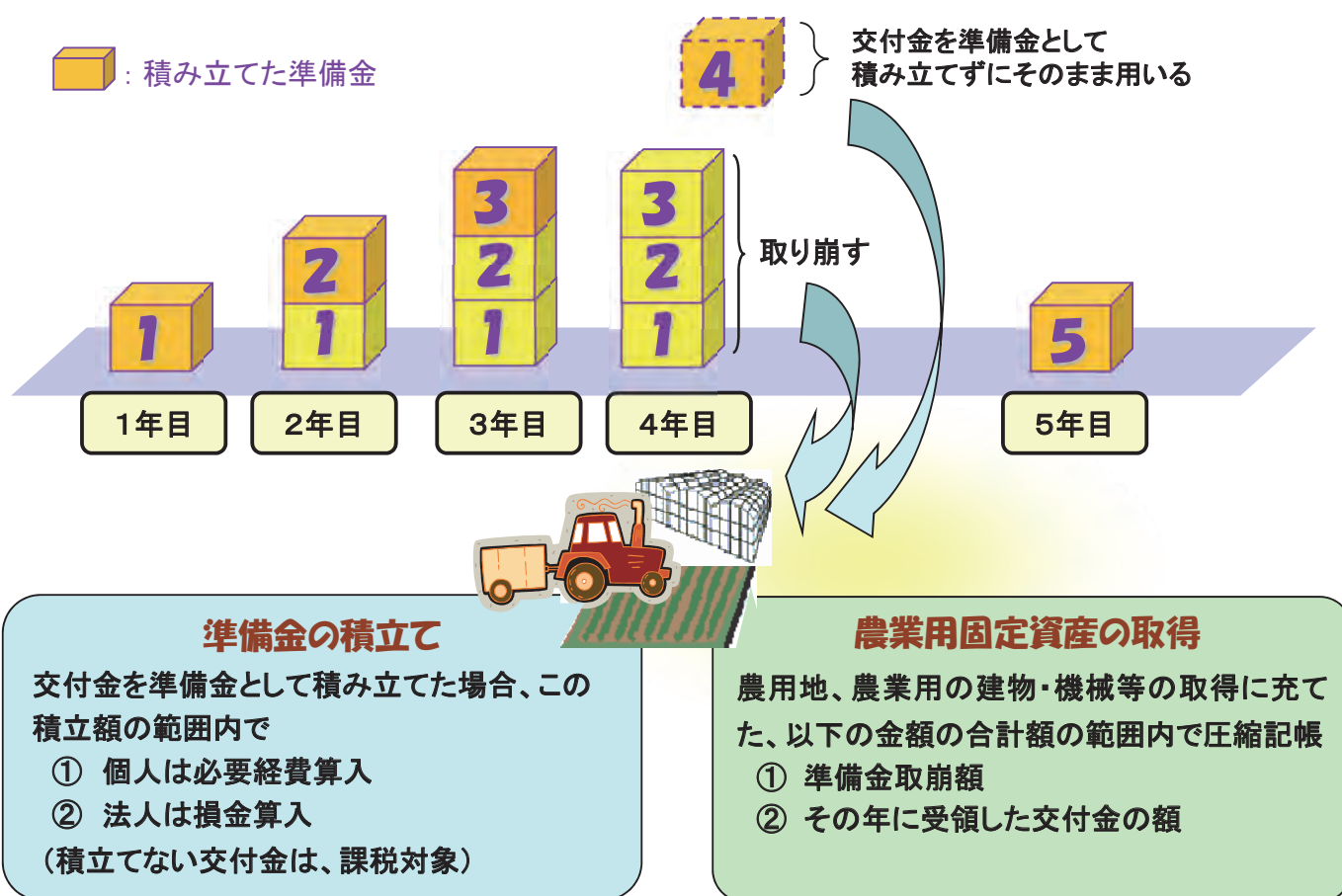
- 農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の建物・機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳 ※¹ できます。

注）この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳 ※² し、青色申告により確定申告（初年は税務署に事前に届出）をする必要があります。

※¹ 圧縮記帳とは、交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費（損金）に算入することにより、その年（事業年度）の課税事業所得（所得）を減額する方法です。

※² 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

（例）3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合



注：積立てた翌年（度）から5年を経過した準備金は、順次、総収入金額（益金）に算入され、課税対象となります。ただし、算入された年（度）内に対象固定資産を取得すれば、必要経費（損金）に算入できます。（H26年に積み立てた準備金は、R2年に5年を経過し、R2年の所得の計算上、総収入金額に算入されます。このため、当該準備金を必要経費に算入するには、R2年末までに、農業経営改善計画に基づき、農用地や農業用機械等を取得する必要があります。）

人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表されるものです。

令和2年度末までを、人・農地プランの実質化に向けた取組の集中期間として推進しています。

ゲタ・ナラシ対策の交付対象者となる方は、地域における中心経営体として期待されますので、地域における中心経営体や農業の将来の在り方についての話し合いに参加し、人・農地プランの実質化を実現しましょう。

(1) 人・農地プランの実質化とは？

次の1から3までの地域の話し合いのプロセスを一つ一つステップを踏んで作成された人・農地プランを「実質化された人・農地プラン」としています。

1 アンケートの実施

対象地区内の耕地面積の少なくとも過半について、農業者（耕作者又は地権者）の年齢と後継者の有無等をアンケートで確認。

2 現況把握

1を地図化し、5年～10年後に後継者がいない農地の面積を「見える化」し、話し合いの場で活用。

3 今後地域の中心となる経営体（中心経営体）への農地の集約化に関する将来方針の作成

1、2を基に、農業者、自治体、農業委員会、JA、土地改良区等の関係者が徹底した話し合いを行い、5年～10年後の農地利用を担う経営体（中心経営体）の在り方を原則集落ごとに決めていく。

(2) 人・農地プランの実質化の推進体制等

1 推進体制

人・農地プランの実質化は、市町村が農業委員会、JA、土地改良区、農地バンク等の地域のコーディネーター役を担う組織と調整の上、推進体制や役割分担を明確にして推進することとしています。

なお、(1)の話し合いの各プロセスにおいて、人・農地問題解決加速化支援事業（※）による支援を行っています。

（※）令和2年度PR版→https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/attach/pdf/hito_nouchi_plan-21.pdf

2 実質化された人・農地プランに関する各種取組への支援措置

まとまった農地を農地バンクに貸し付けた地域等に対し、協力金を交付する「機構集積協力金のうち地域集積協力金」や、農業者が経営基盤を確立し、更に発展するために必要な農業用機械・施設の導入を支援する「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち地域担い手育成タイプ」など実質化された人・農地プランの区域や中心経営体を対象とする各種支援措置（※）があります。

（※）各種支援措置（人・農地プラン：農林水産省）→https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/hito_nouchi_plan.html

(3) お問い合わせ先等

人・農地プランに関して、ご不明な場合は、**地方農政局等**の相談窓口にお問い合わせください。

※相談窓口一覧→<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/toiawase.html#hitonouchi>

Ⅱ

収入保険の概要

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。



【加入できる方】

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

- ※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ※ ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。

【対象収入】

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※ 簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。
- ※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

【補てんの仕組み】

○ 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんします。

- ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。
- ※ 保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。

○ 農業者は、保険料、積立金等を支払って加入します。（任意加入）

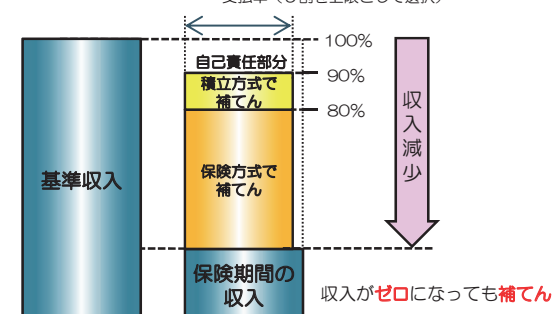
- ※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取がない方は、保険料率が下がっていきます。
- ※ 積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。
- ※ 税務申告上、保険料及び付加保険料（事務費）は、必要経費（個人）又は損金（法人）に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

基本のタイプ

<基本のタイプの補てん方式>

（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合

支払率（9割を上限として選択）



基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

令和2年1月からは、補償の下限を選択することで、最大約4割安い保険料で加入することができます。詳しくは次のページへ！



○ 例えば、基準収入1,000万円の方の場合、保険料7.8万円、積立金22.5万円、付加保険料（事務費）2.2万円で、**最大810万円の補てん**が受けられます。

○ このタイプは、保険期間の収入がゼロになったときは、**810万円**（積立金90万円、保険金720万円）の補てんが受けられます。

掛金の安いタイプをご紹介します！

補償の下限は、基準収入の50%、60%、70%から選択できます。

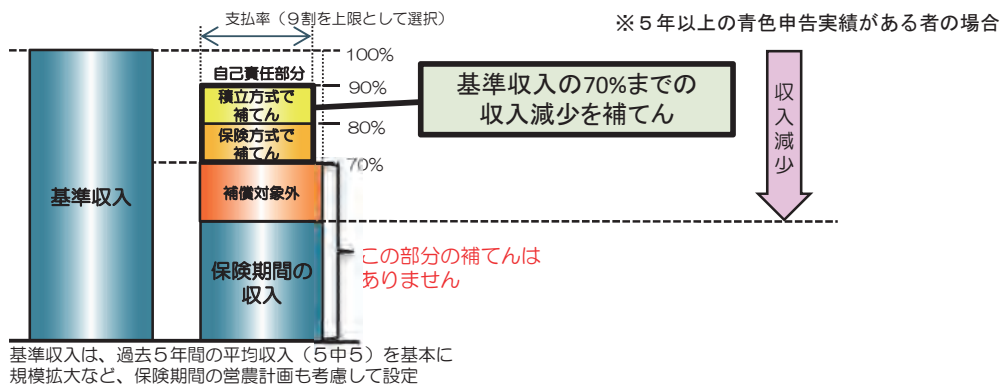
例えば、基準収入の70%を補償の下限として選択した場合

- これは、保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったときに、**基準収入の70%までの額の9割を上限に補てんを受けるタイプ**です。
- 例えば、**基準収入が1,000万円**の方の場合、保険料4.4万円、積立金22.5万円、付加保険料1.9万円で、保険期間の収入が700万円になったときは、**最大180万円**（積立金90万円、保険金90万円）の補てんが受けられます。ただし、700万円を下回った分の補てんはありません。

保険料は、基本のタイプに比べて約4割安くなります。

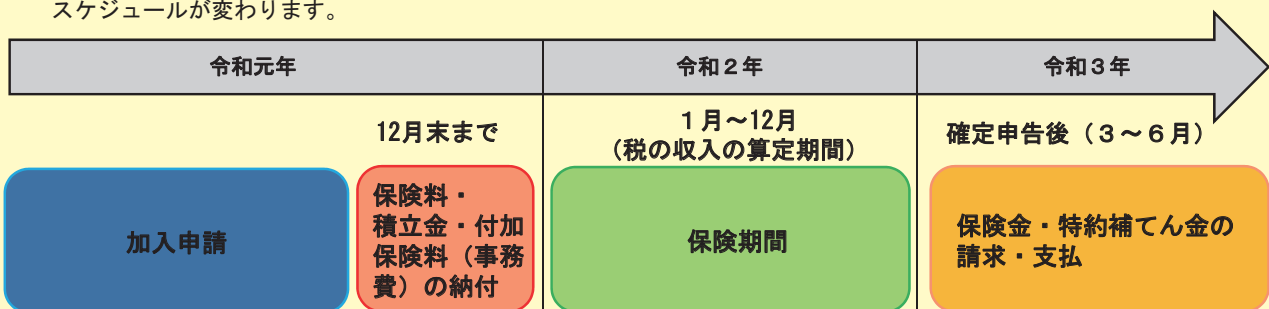
	保険料	積立金	付加保険料 (事務費)	補てん金
基本のタイプ	7.8万円	22.5万円	2.2万円	最大810万円
補償の下限70%	4.4万円	22.5万円	1.9万円	最大180万円

<基本収入の70%を補償の下限とした場合の補てん方式>



<加入・支払等手続のスケジュール>

- ※ 保険期間が令和2年1月～12月の場合のイメージです。
- ※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※ 保険料・積立金は分割支払も可
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※ 保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資（無利子）



収入保険について、補償内容、シミュレーション（試算）など詳しいことは、**最寄りの農業共済組合**までお問い合わせください。

【収入保険に関する地域の相談窓口一覧】

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html> (全国農業共済組合連合会ホームページ)

※ 収入保険に関する詳しい情報は、全国農業共済組合連合会(NOSAI全国連)のホームページでご覧になれます。



収入保険 NOSAI

検索

○農業共済もあります！

経営所得安定対策等の対象作物について、自然災害リスクをカバーしたい方には、農作物共済と畑作物共済があります。

	農作物共済	畑作物共済
対象品目	水稻、陸稲、麦	ばれいしょ、大豆、てん菜、そば ※このほか、小豆、いんげん、さとうきび、茶(一番茶)、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭も対象に含みます。
補償対象事故	風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害及び鳥獣害	
補償期間	移植期(直播の場合は発芽期)から収穫期	
補償内容	主なメニュー(以下のメニューから、農業者が選択できます。) ※品目ごとに選べるメニューが異なります。	
	全相殺方式	農業者ごとに、収穫量が9割(そばは8割)を下回った場合
	半相殺方式	農業者ごとに、収穫量が8割を下回った場合
	地域インデックス方式 (2019年産から)	農業者ごとに、補償対象となる事故が発生した場合であって、統計データによる収穫量が9割を下回った場合
	災害収入共済方式	農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、生産金額が9割を下回った場合
	一筆方式 (2021年産までで廃止)	ほ場ごとに、収穫量が7割を下回った場合

- ・水稻、陸稲及び麦においては、加入者の選択により、**ほ場ごとに一定以上の被害が見込まれる場合に共済金を受け取れる特約を追加することができます。(一筆半損特例)**
- ・危険段階別共済掛金率により、**掛金は農業者ごとの共済金の受取実績に応じて決定され、共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。**

○試算例(10a当たり)	水稻 (全相殺方式)	麦 (災害収入共済方式)	大豆 (全相殺方式)
農業者が支払う共済掛金	573円	1,865円	1,731円
収穫量が50%減少した場合に支払われる共済金	3.6万円	2.3万円	1.9万円
収穫量が皆無になった場合に支払われる共済金	8.1万円	5.3万円	4.3万円

※掛金の原則50%(大豆は55%)を国が補助します。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

※このほか、果樹共済、家畜共済、園芸施設共済があります。

○収穫後の自然災害等への備えとして！

令和元年度は台風・大雨による災害で、収穫後に倉庫に保管していた農産物が浸水し、大きな被害が生じました。こうした被災に備えて以下のような保険に加入することが重要です。

収入を補償・・・収入保険(詳細は36, 37ページ)

財産を補償・・・農業共済組合の建物共済(収容農産物補償特約)、民間保険会社の事業者向けの火災保険等



農業共済について、詳しいことは、
下記URLから、お近くの**農業共済組合**までお問い合わせください。

【各地域の農業共済組合(NOSAI)連絡先一覧】

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/contact.html> (農林水産省ホームページ)

生産者や集荷業者・団体が、需要に応じて、どのような米をいくら生産・販売するかなどを自ら決められるようにすることで、経営の自由度の拡大を目指します。

米政策の基本的な考え方

- 平成30年産から、行政による生産数量目標の配分を廃止し、生産者自らの経営判断により需要に応じた生産・販売が行われるようにしました。
- 農林水産省としては、
 - ① 地域の水田において作付方針の検討を行うといった、重要な役割を担う農業再生協議会に対し、必要な支援を行うとともに、
 - ② 水田活用の直接支払交付金による麦、大豆、飼料用米等の戦略作物や収益性の高い野菜、果樹等への支援を通じて水田フル活用を推進するほか、
 - ③ 需給見通しや価格動向等についての一層きめ細かな情報提供や事前契約等の安定取引の拡大に向けた働きかけを行う
 など、需要に応じた生産に安心して取り組めるよう努めてまいります。

全国の需給見通し

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（令和元年11月20日公表）

- 令和2/3年の需給見通しについて、令和2年産の主食用米等生産量は708～717万トンと設定されました。

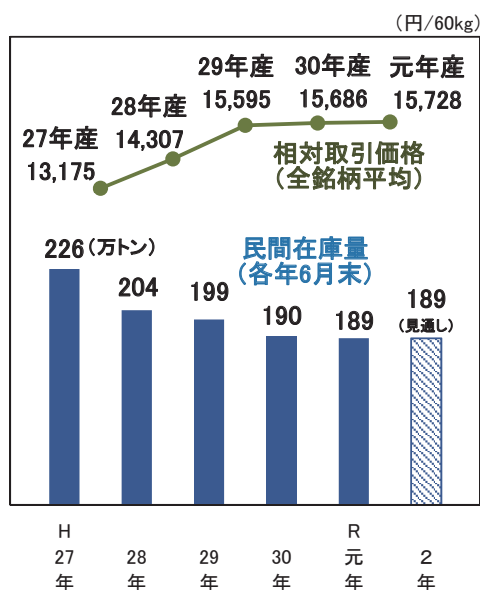
令和元/2年及び令和2/3年の
主食用米等の需給見通し

(単位: 万トン)

令和元/2年	令和元年6月末民間在庫量	A	189(確定値)
	令和元年産主食用米等生産量	B	727 (10/15現在 予想収量)
	令和元/2年主食用米等供給量計	C=A+B	916
	令和元/2年主食用米等需要量	D	727
	令和2年6月末民間在庫量	E=C-D	189

令和2/3年	令和2年6月末民間在庫量	E	189
	令和2年産主食用米等生産量	F	708 ~ 717
	令和2/3年主食用米等供給量計	G=E+F	897 ~ 906
	令和2/3年主食用米等需要量	H	717
	令和3年6月末民間在庫量	I=G-H	180 ~ 189

【参考】
相対取引価格と民間在庫量の推移



注：相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月（30年産は元年8月、元年産は元年11月）までの通年平均価格（30年産及び元年産は速報値）であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている。

きめ細かな情報提供

需給・価格情報等に関する一層きめ細かな情報提供

- 各産地において、翌年産の主食用米等の作付を的確に判断できるよう、需給・価格、販売進捗・在庫情報等を取りまとめた「米に関するマンスリーレポート」を毎月上旬に発行。

「米に関するマンスリーレポート」 目次

■ 特集記事

- I 米の需給・契約・販売
- II 米の在庫情報
- III 米の価格情報
- IV 主食用米以外
- V 支援事業等
- VI 消費動向
- VII 輸入米の動向
- VIII その他

掲載例

○ 相対取引価格・数量

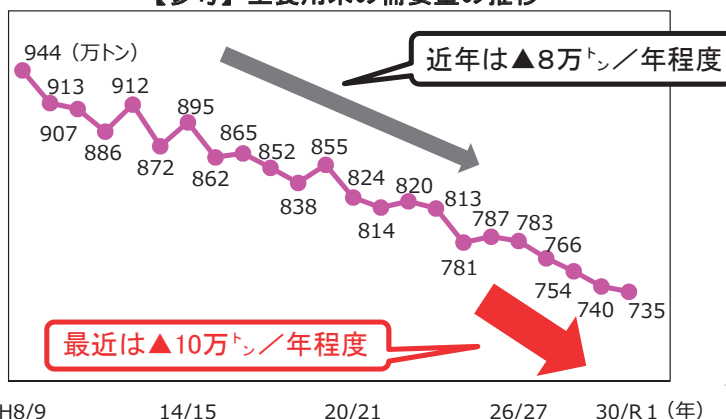
全国118産地品種銘柄の相対取引価格・数量を調査・公表

産地	品種銘柄	価格 元年産米 (元年10月)	数量 元年産米 (元年10月)	参 考								年産平均価格		
				価格				数量				元年産米 (元年10月)	30年産米 (元年10月)	対前年比
				元年産米 (元年9月)	対前年比	30年産米 (30年10月)	対前年比	元年産米 (元年9月)	対前年比	30年産米 (30年10月)	対前年比	⑦	⑧	⑦/⑧
北海道	ななつぼし	15,790	22,648	15,948	99%	16,003	99%	5,567	407%	39,421	57%	15,821	16,000	99%
北海道	ゆめぴりか	17,094	12,229	17,115	100%	16,976	101%	3,349	365%	4,625	264%	17,099	16,263	105%
北海道	きらら397	15,419	6,497	14,891	104%	15,550	99%	157	4138%	10,652	61%	15,407	15,540	99%

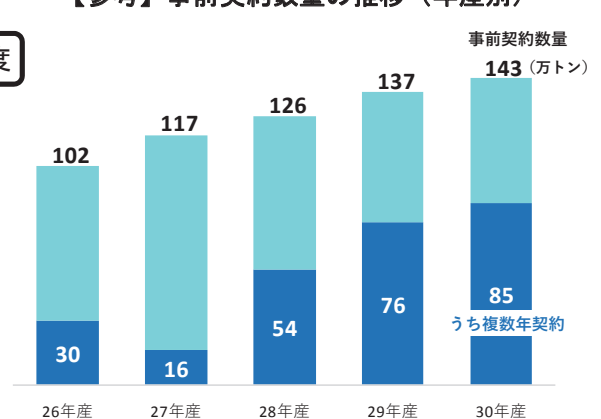
事前契約の取組の推進

- 主食用米の需要は毎年10万トン程度減少すると見込まれる中、米の需給及び価格の安定を図っていくための効果的な手段として、あらかじめ販売先や販売数量の見通しが立てられる事前契約の取組をさらに推進。

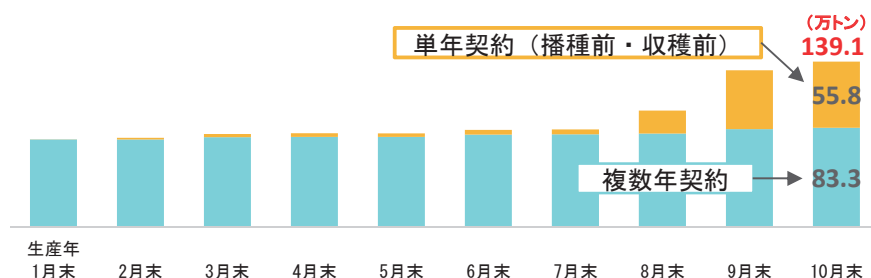
【参考】主食用米の需要量の推移



【参考】事前契約数量の推移 (年産別)



【参考】事前契約数量の推移 (月別、令和元年産) ←マンスリーレポートH31.3月号から公表

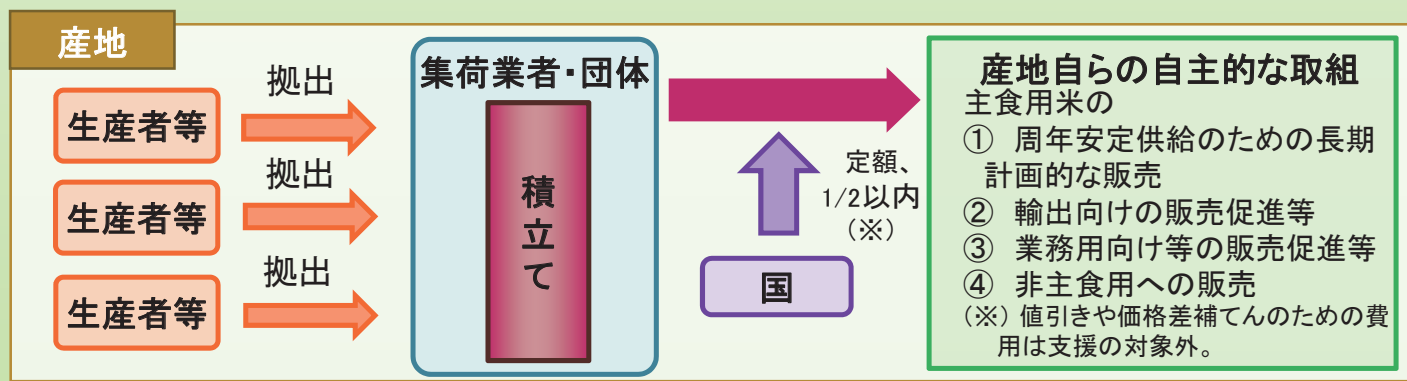


米穀周年供給・需要拡大支援事業で産地の自主的な取組を支援

- 需要に応じた生産が行われたとしても、豊作等により需給緩和が生じる可能性があることから、産地ごとにあらかじめ生産者等が積立てを行った上で、自主的に長期計画的な販売や輸出など他用途への販売を行う場合に支援する米穀周年供給・需要拡大支援事業を措置しています。
- また、業務用米及び輸出用米への安定取引の拡大に向けて、産地と中食・外食の実需者等とのマッチングを推進しています。

全国事業

産地と中食・外食事業者等との安定取引に向けたマッチングの取組を支援(定額)
民間団体が行う業務用米及び輸出用米の生産・流通の拡大に向けたセミナー、
展示商談会を支援
→生産者と実需者の連携(マッチング)促進による安定供給の拡大



令和2年産備蓄米の確保に向けた取組

- 備蓄米は、不作により供給が減少する事態等に備えて蓄えておく、国民にとって重要な役割のあるお米です。
- 令和2年産において買入予定数量(約21万トン)を確保するため、元年産に引き続き以下の運用を行います。

① 優先枠の拡大

- ・ 入札における産地ごとの**優先枠※を大幅に拡大**。
- ・ 産地は元年産の落札実績を**2年産から4年産まで優先枠として維持**。

※「優先枠」とは、各都道府県別に入札枠を設け、他産地と競合することなく優先的に入札できるようにする仕組み。このため、産地では備蓄米の安定的な取組が可能。

② 国への引渡開始時期の早期化

- ・ **収穫後、速やかな国への引渡しが可能※**。

産地での保管管理経費などが軽減され、国からの保管料も産地の倉庫などに早期の支払が可能。

※ 令和2年9月から引渡しが可能。

③ 農業者別結び付け要件(農業者別引渡数量報告)の廃止

- ・ **JA等の集荷業者(売渡人)から国に対する備蓄米の農業者別引渡数量の報告を廃止※**。

※ 地域農業再生協議会別の備蓄米の取組面積を把握する必要があることから、地域農業再生協議会別の備蓄米引渡予定数量のみ報告が必要。

④ 備蓄米もナラシ対策の対象

- ・ 産地からの要望に応じ、令和2年産から**主食用米と同様に備蓄米もナラシ対策の対象**。

コメ海外市場拡大戦略プロジェクトでコメ輸出拡大を目指します！

平成29年9月、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を立ち上げ、コメの輸出量を飛躍的に拡大するため、戦略的に輸出に取り組む関係者を特定し、それらが連携した具体的な取組を強力に後押しします。



【コメ海外市場拡大戦略プロジェクト参加状況(令和元年度11月29日時点)】

戦略的輸出事業者

70事業者(目標数量合計 14万トン※)

○ 主な戦略的輸出事業者(輸出目標(令和元年)上位5事業者を抜粋)

戦略的輸出事業者	輸出目標	重点国・地域
(株)神明	30,000トン	香港、中国
木徳神糧(株)	30,000トン	中国、台湾、タイ、ベトナム等
JA全農	20,000トン	中国、シンガポール、他アジア、中東、EU、米国等
(株)Wakka Japan	15,000トン	香港、シンガポール、台湾、ハワイ、米国本土、タイ、中国
全農パールライス(株)	10,000トン	中国、台湾、ヨーロッパ、米国、香港、シンガポール、タイ、ロシア等

※ 輸出事業者の目標の積み上げであり、重複して計上される場合もある。

戦略的輸出基地(産地)

(1)団体・法人 250産地

(2)都道府県単位の集荷団体等

21団体 (JA全農県本部、経済連)

((1)以外の産地も含めた取組を推進する都道府県単位の団体等)

(3)全国単位の集荷団体等 1団体 (JA全農)

((1)、(2)以外の産地も含めた取組を推進する全国単位の団体等)

【JA】

【その他団体・法人等】

都道府県	戦略的輸出基地	都道府県	戦略的輸出基地
新潟県	JAグループ新潟米輸出推進協議会	新潟県	株式会社新潟農商
宮城県	JAみやぎ登米	新潟県	新・新潟米ネットワーク
富山県	JAみな穂	茨城県	茨城県産米輸出推進協議会
岩手県	JA岩手ふるさと	山形県	(株)庄内こめ工房
秋田県	JA秋田おばこ	北海道	(株)シヨクレン北海道

(参考)

コメの需要量が毎年約10万トン減少していく中で、水田フル活用を通じて将来に向けてマーケットを切り拓いていくためには、海外市場に積極的に進出し、輸出を拡大していくことが喫緊の課題です。コメの輸出量は、**2014年:4,516トンに対し、2018年:13,794トンと5年間で約3倍に増加しています。**

【商業用米の輸出実績の推移(上位5か国)】

	2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年 (1月～11月)	
	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円
輸出合計	4,516 (+45%)	1,428 (+39%)	7,640 (+69%)	2,234 (+56%)	9,986 (+31%)	2,709 (+21%)	11,841 (+19%)	3,198 (+18%)	13,794 (+16%)	3,756 (+17%)	15,432 (+26%)	4,078 (+22%)
香港	1,744 (+44%)	497 (+32%)	2,519 (+44%)	659 (+33%)	3,342 (+28%)	842 (+24%)	4,128 (+24%)	1,016 (+21%)	4,690 (+14%)	1,160 (+14%)	4,908 (+5%)	1,234 (+17%)
シンガポール	1,295 (+35%)	371 (+24%)	1,850 (+43%)	463 (+25%)	2,350 (+27%)	539 (+16%)	2,861 (+22%)	642 (+19%)	3,161 (+10%)	694 (+8%)	3,445 (+23%)	708 (+15%)
アメリカ	81 (-11%)	37 (+3%)	322 (+298%)	103 (+176%)	812 (+152%)	236 (+129%)	986 (+21%)	320 (+36%)	1,282 (+30%)	404 (+26%)	1,781 (+54%)	487 (+32%)
台湾	407 (+142%)	155 (+110%)	753 (+85%)	268 (+73%)	910 (+21%)	321 (+20%)	943 (+4%)	350 (+9%)	1,173 (+24%)	394 (+12%)	1,093 (+13%)	358 (+9%)
中国	157 (+241%)	76 (+300%)	568 (+262%)	291 (+282%)	375 (-34%)	163 (-44%)	298 (-21%)	97 (-40%)	524 (+76%)	211 (+117%)	800 (+87%)	285 (+69%)

IV

申請手続の電子化

生産者が自宅のパソコン・スマートフォン等から、経営所得安定対策等の申請手続が出来るようにシステム整備を進めていきます。

(1) 申請手続の電子化の概要

経営所得安定対策等の申請手続は紙媒体で行われていますが、申請者の申請に係る負担や地域農業再生協議会のデータ入力等に係る負担軽減、集計データの利活用等を目的として、経営所得安定対策等を含む各種手続を電子申請で行うことを可能にする「農林水産省共通申請サービス」の整備を進めています。

期待される効果（以下の作業が省力化・削減されます）

農業者（申請者）



- 手書きによる書類作成
- 申請書類や添付書類提出のための外出

地域農業再生協議会



- 申請書の配布・回収・データ入力等
- 現地確認によるデータ再入力
- データの集計・報告

(2) 申請手続の電子化スケジュール

2019年度	2020年度	2021年度以降
特定の地域で実証 (2020年度の申請より)	一部地域で試行的運用	対象地域を 順次拡大

2019年度から特定の地域において、共通申請サービスを実際に用い、電子申請の実証を行います。2020年度からは、範囲を拡大して試行的に共通申請サービスの運用を行い、2021年度以降は、本格的に運用を開始し、順次対象地域を拡大します。

実証

- 共通申請サービスを利用し、農業者が実際に電子申請を行う
- 実証により得られた意見等を踏まえて、より使いやすいシステムを構築する。

試行（2020年度）

- 実証段階より対象範囲を拡大して、申請者が共通申請サービスを利用する。
- 随時、電子申請可能な地域農業再生協議会を拡大する。

※共通申請サービスが開始されても紙での申請は可能です。

共通申請サービスで電子申請を希望する皆様へ

経営所得安定対策等の申請をご自宅のパソコンやスマートフォン等で行うために、以下の手順に沿ってIDを登録いただく必要があります。この共通申請サービスは、2021年度以降、本格運用が開始されます。共通申請サービスの利用を希望される場合は、最寄りの地域農業再生協議会が共通申請サービスに対応しているかをご確認ください。

①はじめに

共通申請サービスにアクセスするために、まずはgBizIDを登録します。以下のサイトにアクセスし、必要事項を記入の上、gBizIDを登録してください。

GBizIDホームページ
<https://gbiz-id.go.jp/top>



②つぎに

gBizIDを用いて共通申請サービスへアクセスします。必要事項を記入のうえ、共通申請サービスで利用する申請者用のIDを登録してください。

共通申請サービス
<https://e.maff.go.jp/>



③さいごに

共通申請サービスへのID登録を行った後、身分証明書をもって、最寄りの地域農業再生協議会にお越しください。本人確認が終了次第、共通申請サービスの利用が可能となります。



必要なもののチェックリスト

- ☑ パソコンやスマートフォン、タブレット等インターネットに接続できる端末
- ☑ インターネット環境
- ☑ 身分証明書

こんな農業者におすすめ！

- 何枚も申請書を書くのが面倒。
- 申請書を提出しに外出するのが面倒。
- 申請データを営農ソフトに活用できないか。

電子申請で解決！

問い合わせ先一覧		
協議会名	住 所	電話番号
水戸市農業再生協議会	水戸市中央1-4-1	029-232-9181
茨城町農業再生協議会	茨城町小堤1080	029-240-7118
城里町農業再生協議会	城里町石塚1428-25	029-288-3111
大洗町農業再生協議会	大洗町磯浜町6881-275	029-267-5173
ひたちなか市農業再生協議会	ひたちなか市大平1-20-1	029-229-1128
東海村地域農業再生協議会	ひたちなか市大平1-20-1	029-229-1128
那珂市農業再生協議会	ひたちなか市大平1-20-1	029-229-1128
笠間市農業再生協議会	笠間市中央3-2-1	0296-77-1101
常陸大宮市農業再生協議会	常陸大宮市田子内3091-6	0295-52-6613
大子町農業再生協議会	大子町大字池田1267 - 1	0295-79-1210
常陸太田地域農業再生協議会	常陸太田市金井町3690	0294-80-7080
日立市農業再生協議会	日立市助川町1-1 - 1	0294-22-3111
高萩市農業再生協議会	高萩市本町1-100-1	0293-23-7035
北茨城市農業再生協議会	北茨城市磯原町磯原1630	0293-43-1111
鉾田市農業再生協議会	鉾田市鉾田1444-1	0291-36-7651
鹿嶋市地域農業再生協議会	鹿嶋市平井1187-1	0299-82-2911
神栖市農業再生協議会	神栖市溝口4991-5	0299-90-1008
行方市農業再生協議会	行方市山田2564-10	0291-35-2111
潮来市農業再生協議会	潮来市辻929	0299-80-1550
美浦村農業再生協議会	美浦村受領1515	029-885-0340
河内町農業再生協議会	河内町源清田1183	0297-84-2111
稲敷市地域農業再生協議会	稲敷市犬塚1570番地1	029-892-2000
阿見町農業再生協議会	阿見町中央1-1-1	029-888-1111
龍ヶ崎市地域農業再生協議会	龍ヶ崎市8200	0297-62-2436
牛久市農業再生協議会	龍ヶ崎市8200	0297-62-2436
利根町地域農業再生協議会	利根町布川841-1	0297-68-2211
つくばみらい市農業再生協議会	つくばみらい市中平柳336-1	0297-58-5747
取手市農業再生協議会	つくばみらい市中平柳336-1	0297-58-5747
守谷市農業再生協議会	つくばみらい市中平柳336-1	0297-58-5747
土浦市農業再生協議会	土浦市大和町9-1	029-826-1111
かすみがうら市農業再生協議会	かすみがうら市大和田562	029-897-1111
つくば市農業再生協議会	つくば市筑穂1-10-4	029-828-5567
石岡市地域農業再生協議会	石岡市柿岡5680-1	0299-43-1111
小美玉市農業再生協議会	小美玉市堅倉835	0299-48-1111
結城市農業再生協議会	結城市大木1902-2	0296-20-9001
桜川市農業再生協議会	桜川市本木1887-1	0296-20-6622
筑西市農業再生協議会	筑西市丙360	0296-23-1800
下妻市農業再生協議会	下妻市鬼怒230	0296-44-0724
常総市農業再生協議会	常総市水海道諏訪町3222-3	0297-25-0120
八千代町農業再生協議会	八千代町若1477	0296-49-3505
境町農業再生協議会	境町391-1	0280-81-1310
古河市農業再生協議会	古河市仁連2065	0280-76-1511
五霞町農業再生協議会	五霞町小福田1162-1	0280-84-2582
坂東市農業再生協議会	坂東市馬立1027-3	0297-35-2121
(農林水産省)		
関東農政局茨城県拠点	水戸市北見町1-9	029-221-2186

茨城県農業再生協議会

(事務局)

茨城県農業協同組合中央会

県営農業支援センター 農業政策推進室

〒310-0022 水戸市梅香1-1-4(茨城県JA会館)

TEL 029-232-2115 FAX 029-232-3040

茨城県農林水産部産地振興課

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

TEL 029-301-3921 FAX 029-301-3939